

平成27年度

男女共同参画推進状況報告書

石川県

目 次

第1部 本県の男女共同参画の推進状況

1 石川県男女共同参画推進条例の概要	2
2 「いしかわ男女共同参画プラン2011」の概要	3
3 配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画の概要	6
4 データで見る男女共同参画の状況	8
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	8
基本目標Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	11
基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現	13
基本目標Ⅳ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成	19
基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	23

第2部 本県の男女共同参画関連施策

1 男女共同参画社会の形成に向けた施策	26
2 「いしかわ男女共同参画プラン2011」施策体系別事業一覧	27

第3部 市町における男女共同参画の推進状況

1 庁内連絡会議、諮問機関等の設置状況	34
2 条例の制定及び計画の策定状況	34
3 意識調査等の実施、推進員の設置状況	35
4 苦情処理体制、審議会等委員の目標及び登用状況	35
5 市町議会議員、管理職の在職状況	36
6 公民館長、小・中学校PTA会長、自治会長（区長）の状況	36
7 市町担当課	37
8 市町DV担当窓口	37

第4部 資料編

男女共同参画社会基本法	40
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	45
石川県男女共同参画推進条例	52
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	57
男女共同参画の推進に関する年表（世界・国・県）	68
男女共同参画苦情処理状況	70

第 1 部

本県の男女共同参画の推進状況

本県では、平成13年度に石川県男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会を実現するための基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定めた。また、男女共同参画計画として「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定し（平成18年度に改定）、平成22年度には社会情勢の変化や従来の取組の成果・課題を踏まえて、新たに「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定した。

平成23年度以降はこのプランに基づき、女性の社会参画の促進、若者や男性の男女共同参画意識の啓発、配偶者等からの暴力（DV）対策など、様々な方面から積極的に取り組んできた。平成24年度には、企業における取組の実践を促すために「いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度」を創設し、また、平成25年度からは、「いしかわパープルリボンキャンペーン」等を実施し、DVの根絶に向けた取組を進めている。また、昨年度は、女性が輝く社会の実現に向けた気運の醸成を図るための地域版「輝く女性応援会議」を本県で開催した。

そして今年度、県民の男女共同参画に関する意識の現状を把握し、今後の施策推進の基礎資料とするため「男女共同参画に関する県民意識調査」を実施した。さらに現行プランの中間年度に当たることから当プランの改定に取り組む。また、配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画の策定から10年を迎えた今年度は同計画の改定も行うこととしている。

なお、県ではこれまで、市町や公益財団法人いしかわ女性基金、男女共同参画推進員等と連携しながら、職場、学校、地域、家庭に対して様々な啓発事業等を行ってきた。また、男女共同参画の推進にあたり、住民にとって最も身近な行政機関である市町の取組が極めて重要となることから、男女共同参画計画の策定や条例の制定に向けた支援及び情報提供を行い、平成23年3月末までに全市町において計画・条例の整備が完了した。

1 石川県男女共同参画推進条例(平成13年10月12日公布・施行)の概要

男女共同参画社会を実現するためには、県民一体となって取り組むことが重要であることから、基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を定めた条例を制定した。

基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣習についての配慮
- ③ 施策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥ 国際社会の動向の勘案

責務

県

- ・男女共同参画推進施策の総合的な策定・実施
- ・国、市町、県民、事業者と連携した取組の実施

県民

- ・職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
- ・県が実施する施策への協力

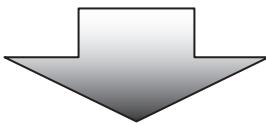
事業者

- ・男女共同参画に沿った事業活動の推進
- ・職業生活と家庭生活等が両立できる職場環境の整備
- ・県が実施する施策への協力

施策の基本となる事項

- ・男女共同参画計画の策定
- ・県民及び事業者の理解促進
- ・男女共同参画推進員の設置
- ・調査研究の実施
- ・事業者からの報告徴収

- ・男女共同参画苦情処理機関の設置
- ・市町への情報提供等の支援
- ・年次報告の作成、公表
- ・推進体制の整備
- ・男女共同参画審議会の設置



男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会

2 「いしかわ男女共同参画プラン2011」(平成23年3月策定)の概要

暮らしやすさが実感できる石川県を築くためには、男性も女性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を形成することが重要である。

このため、男女共同参画社会基本法に基づく本県の男女共同参画計画として平成13年3月に「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定、平成19年3月には「いしかわ男女共同参画プラン」に改定し、平成22年度に計画期間の最終年度を迎えたことから、平成23年3月「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定した。なお、本年度は現行プランの策定から5年を迎え、この間の社会情勢の変化やこれまでの取組の評価等を踏まえ、改定を行うものである。

基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣習についての配慮
- ③ 施策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥ 国際社会の動向の勘案

基本的視点

- ① 男女共同参画の理解促進
- ② 女性が社会のあらゆる分野の意思決定過程に参画し自立的な力をもつこと（女性のエンパワーメント）の促進
- ③ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進
- ④ 人権が尊重される社会の形成

基本目標

- I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- II 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大
- III 職場・家庭・地域において男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現
- IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成
- V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

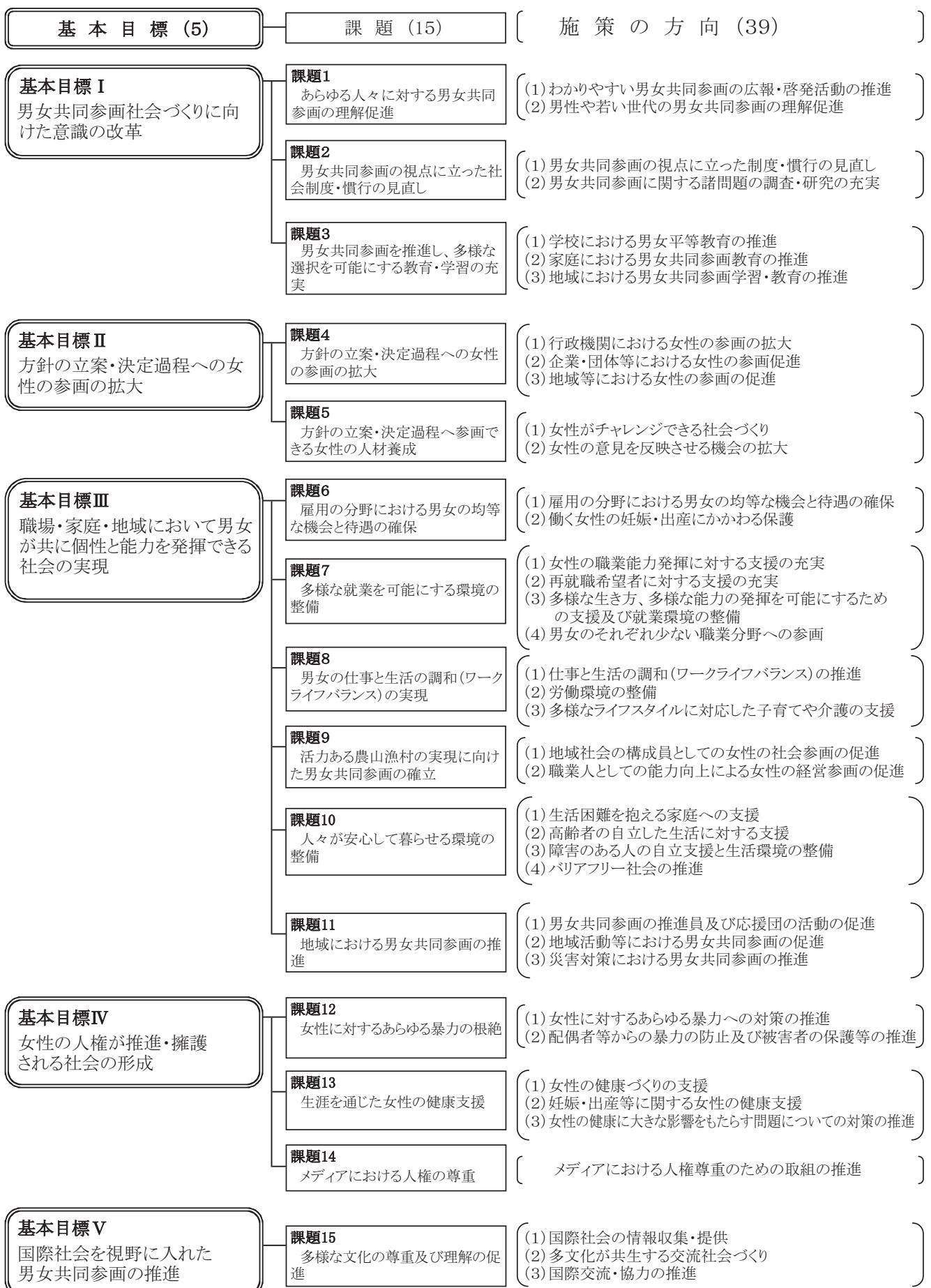
プランの期間

平成23年度から平成32年度まで

数値目標

基本目標	項目	数値(目標年度)	現状(年度)	備考
I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度	100% (H27)	34.1% (H27)	
	「男女共同参画社会」という用語の周知度	100% (H27)	64.5% (H27)	
II 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	県の審議会等における女性委員の割合	50% (H32)	32.8% (H27)	
	自治会長に占める女性の割合	10% (H27)	2.4% (H27)	現状は4/1現在
III 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現	一般事業主行動計画策定企業(従業員50~99人)	100% (H26)	94.8% (H26)	いしかわエンゼルプラン2010の目標値
	ワークライフバランスの認知度	60% (H25)	51.4% (H25)	
	男性の育児休業取得率	10% (H29)	1.1% (H26)	
	県職員の男性の育児休業及び育児参加休暇の取得率	70% (H26)	36.6% (H26)	石川県特定事業主行動計画の目標値
	マイ保育園登録制度	全市町 (H26)	18市町 (H26)	いしかわエンゼルプラン2010の目標値
	地域子育て支援拠点	118箇所 (H26)	106箇所 (H26)	
	ファミリー・サポート・センター	全市町 (H26)	全市町 (H26)	
	休日保育	46箇所 (H26)	52箇所 (H26)	
	病児・病後児保育(病児・病後児対応型)	38箇所 (H26)	35箇所 (H26)	
	放課後児童クラブ	265クラブ (H26)	284クラブ (H27)	
IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成	農山漁村における女性起業者数	191経営体 (H27)	125経営体 (H26)	男女共同参画 i&i(あいあい)プランの目標項目
	家族経営協定締結数	278戸 (H27)	248戸 (H26)	
	女性認定農業者数	127経営体 (H27)	80経営体 (H26)	
	JA女性理事数	各JAで2人以上 (H27)	39人 (H26)	
	女性農業委員の割合	10% (H27)	9.7% (H26)	
	高齢者人口10万人当たりの訪問介護及び通所介護の事業所数	200箇所 (H27)	217箇所 (H26)	石川県新長期構想の目標値
	特別養護老人ホームの定員	7,023床 (H26)	7,022床 (H26)	石川県長寿社会プラン2012の目標値
	介護老人保健施設の定員	4,196床 (H26)	4,234床 (H26)	
	認知症高齢者グループホームの定員	2,911床 (H26)	2,902床 (H26)	
	「女性相談支援センター」の周知度	100% (H27)	26.0% (H27)	
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画の策定市町の割合	100% (H27)	94.7% (H27)	

「いしかわ男女共同参画プラン2011」の体系図（基本目標・課題・施策の方向）



3 配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画（平成17年10月策定）の概要

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にある。また、配偶者からの暴力の被害者は、女性の場合が多く、経済的自立が困難な女性に対して暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっている。

このため、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を勘案し、配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本的な取組の方向と具体的な施策を示す計画を策定した。

なお、策定から10年を迎えるこの間の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正の趣旨や社会情勢の変化等を踏まえ、総合的に施策を展開する必要があることから本年度、同計画の改定を行うこととしている。

基本理念（目指す社会）

男女の人権が尊重され、配偶者からの暴力におびえることなく安心して暮らせることのできる社会の実現は、県民の願いであり、暴力を受けた場合でも、被害者が適切な保護や支援を受けることができ、自立して暮らしていく社会であることが必要です。

この基本計画では、関係機関、関係団体、県民と協力して「配偶者からの暴力のない社会」の実現を目指します。

基本的視点

- ① 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- ② 被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること。
- ③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の適切な保護は国及び地方公共団体の責務であること。

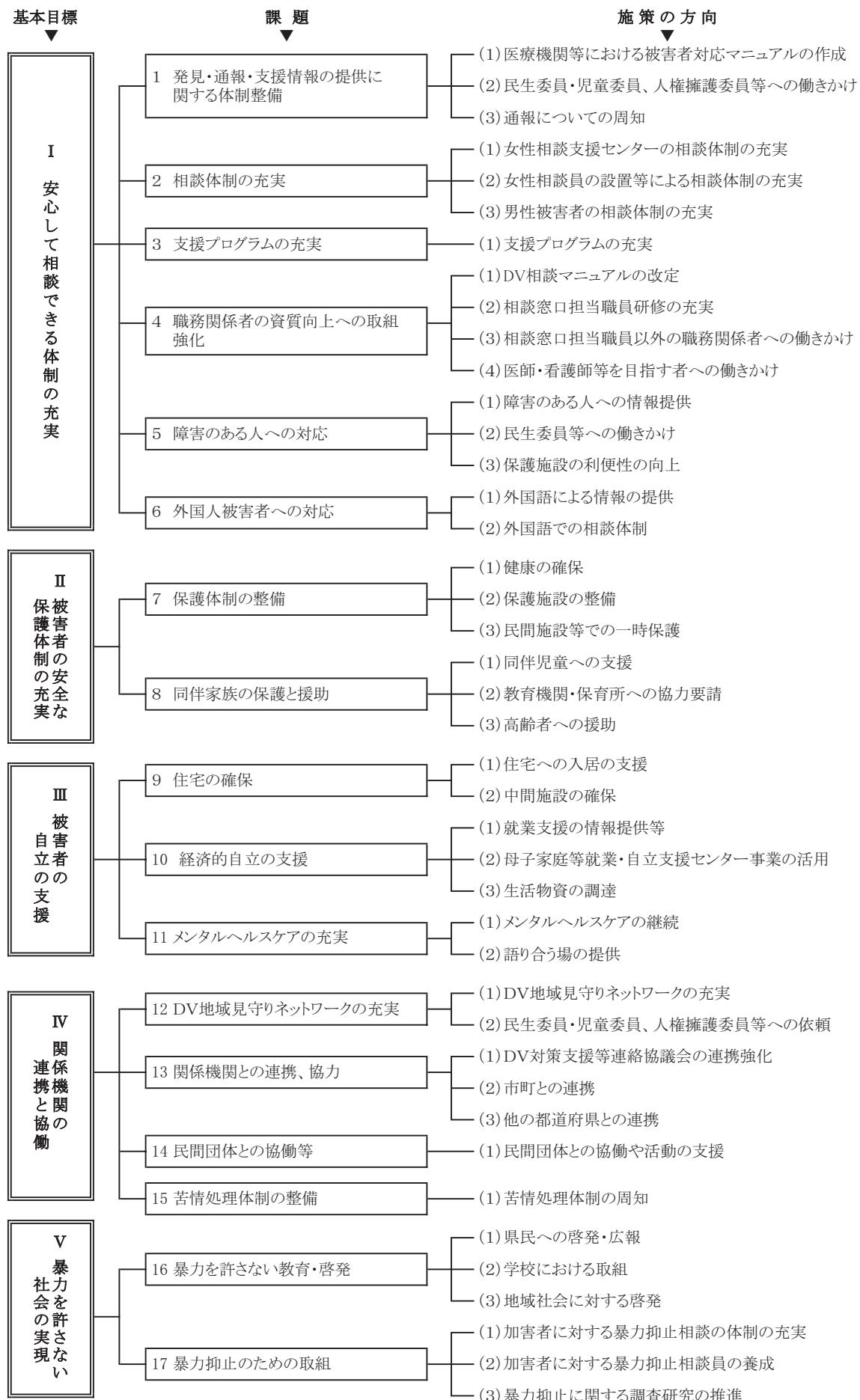
基本目標

- I 安心して相談できる体制の充実
- II 被害者の安全な保護体制の充実
- III 被害者の自立の支援
- IV 関係機関の連携と協働
- V 暴力を許さない社会の実現

プランの期間

平成17年（2005）年度から（必要に応じ見直す。）

配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画



4 データで見る男女共同参画の状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

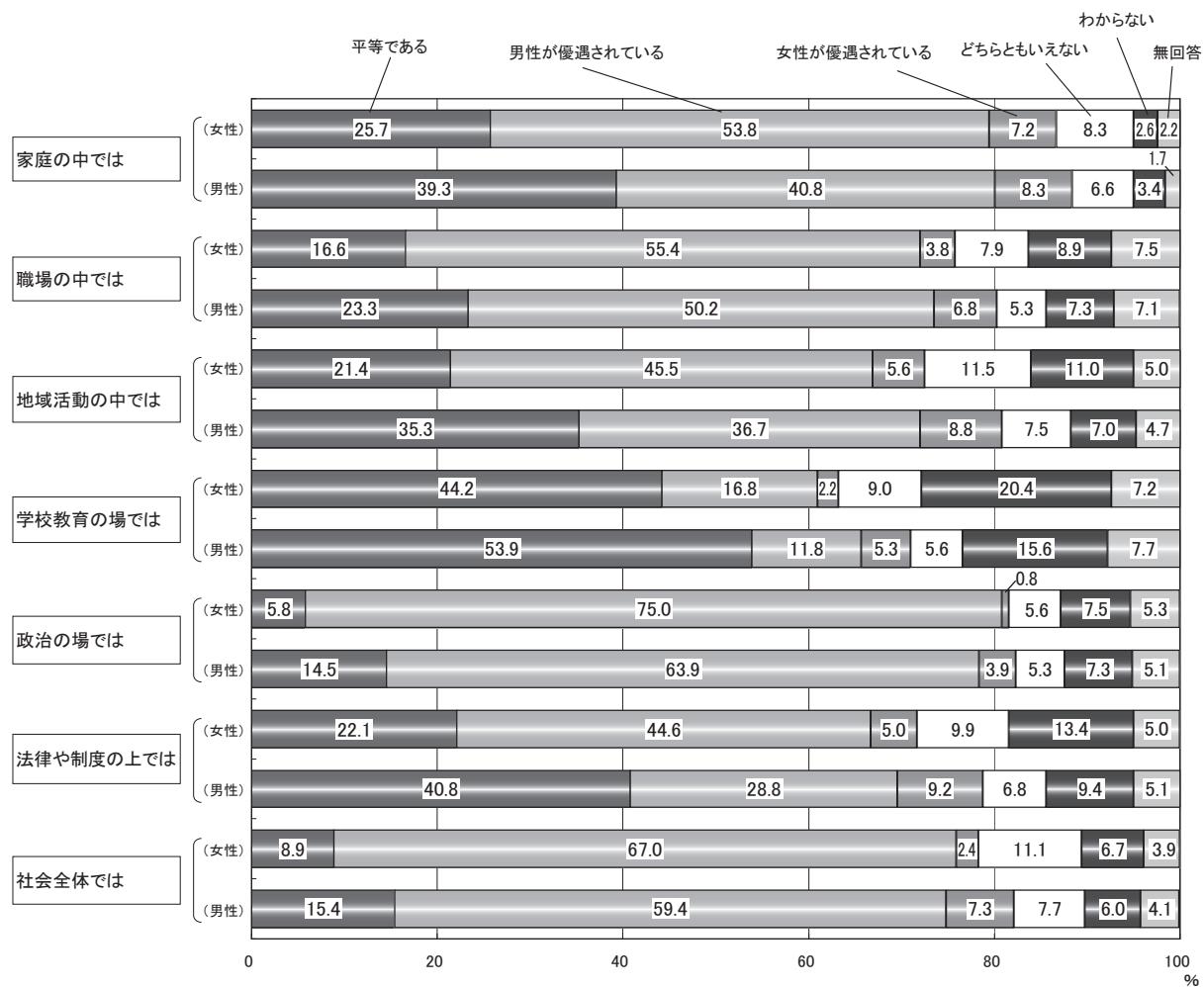
男女共同参画社会は、男女が対等な社会の構成員として、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会である。本県では、県民の人権についての認識度は高まりつつあるものの、一方では性別による固定的な役割分担意識などが残っており、引き続き男女共同参画の必要性について県民の理解と意識啓発を進めていく必要がある。

1 男女の地位の平等感

(分野別)

平成27年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」では、男女の地位が「平等である」と考える人は、男女とも「学校教育の場」で最も多く、「政治の場」で最も少なくなっている。

すべての分野で「男性が優遇されている」と考える人が「女性が優遇されている」と考える人より多い。



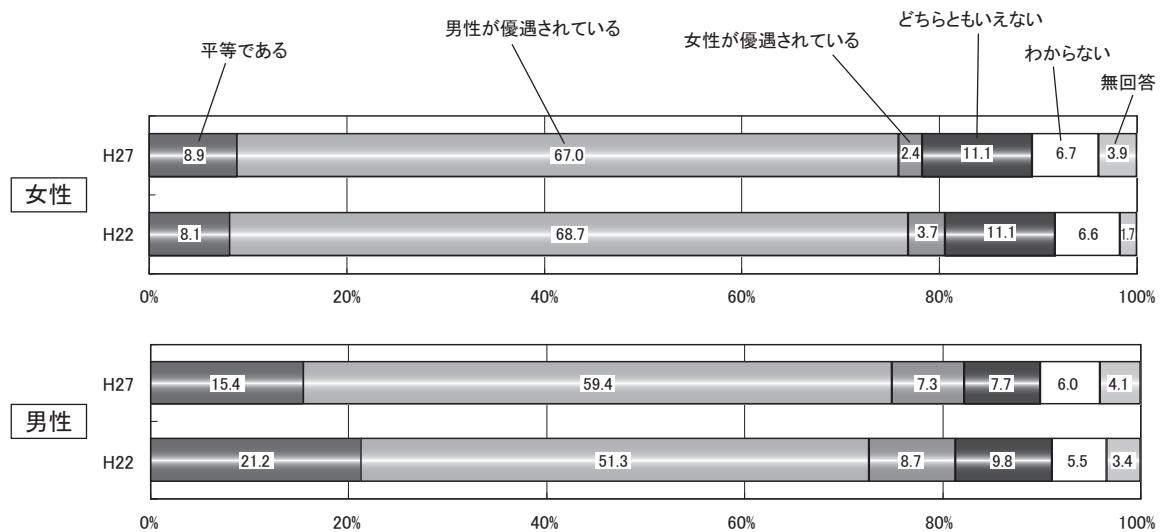
資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

※『男性が優遇されている』は、調査票選択肢の「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計したもの。

『女性が優遇されている』は、調査票選択肢の「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合計したもの。以降の頁も同様。

(経年比較)

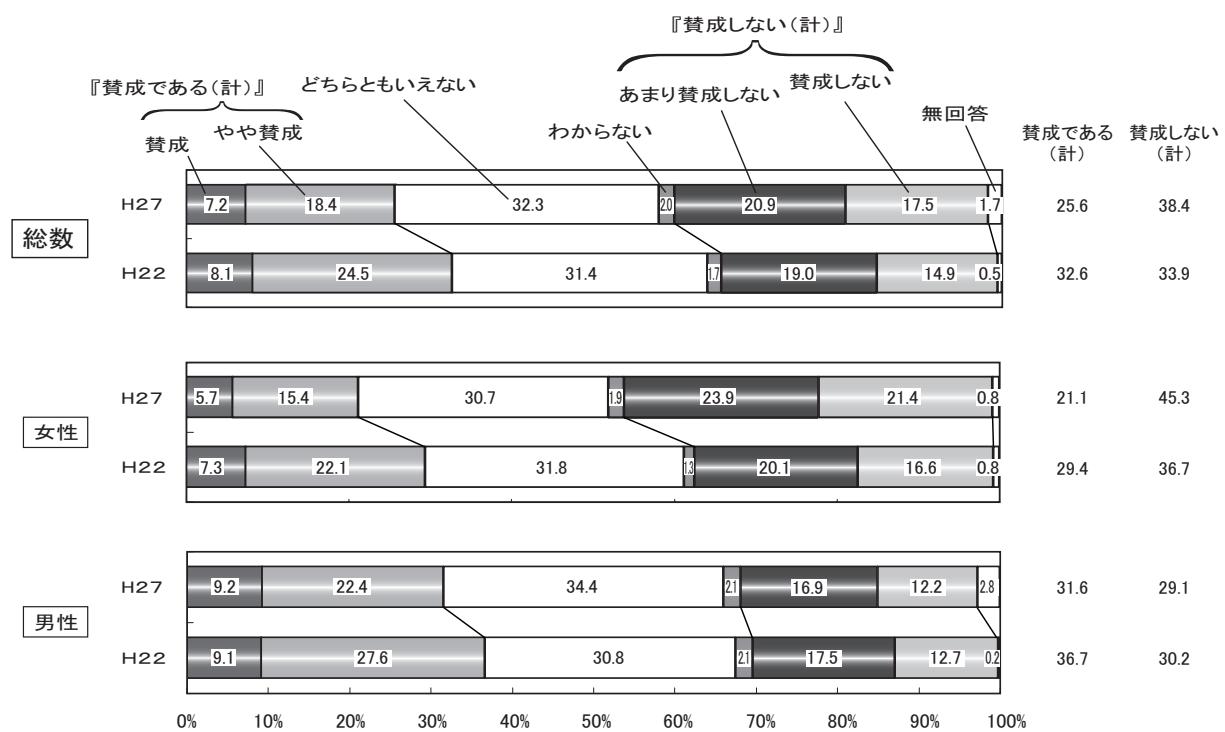
「社会全体」で男女の地位が「平等である」と考える人の割合は、男性の方が女性より多いものの、平成27年度は平成22年度調査より差は小さくなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」(男女共同参画課)

2 「男は仕事、女は家庭」についての考え方（経年比較）

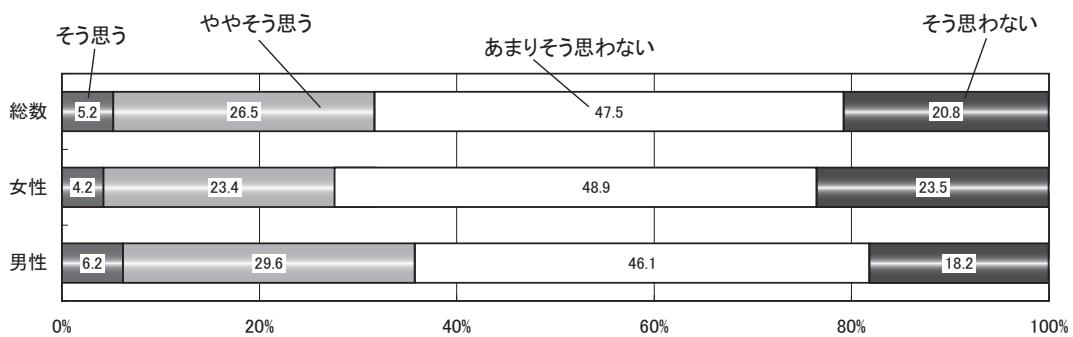
平成27年度は平成22年度調査に引き続き、『賛成である（計）』が、『賛成しない（計）』を下回り『賛成である（計）』は前回より7.0ポイントの減少、『賛成しない（計）』は4.5ポイントの増加となっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」(男女共同参画課)

(参考) 「地域における女性の活躍に関する意識調査」(内閣府:平成27年)

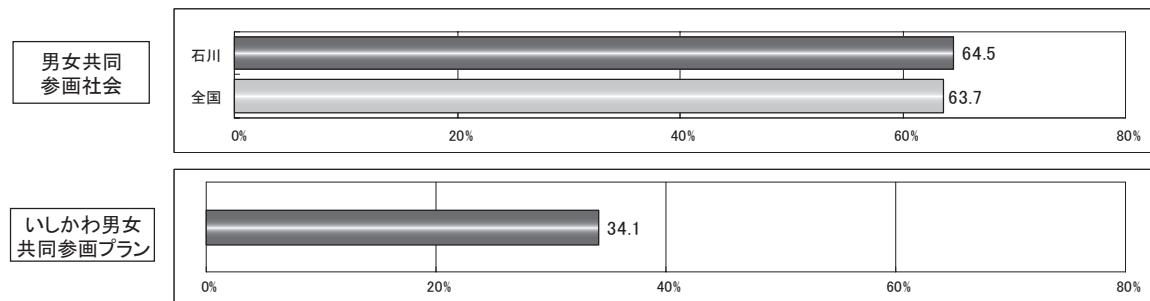
自分の家庭に限らず一般に、「夫が外で働き、妻が家を守る」べきだと思う。(全国)



3 「男女共同参画社会」という用語と「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度

「男女共同参画社会」という用語の本県における周知度（「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことがあるが内容までは知らない」を合計したもの）は64.5%となっており、全国（「見たり聞いたりしたことがあるもの」の数値）の63.7%をやや上回っている。

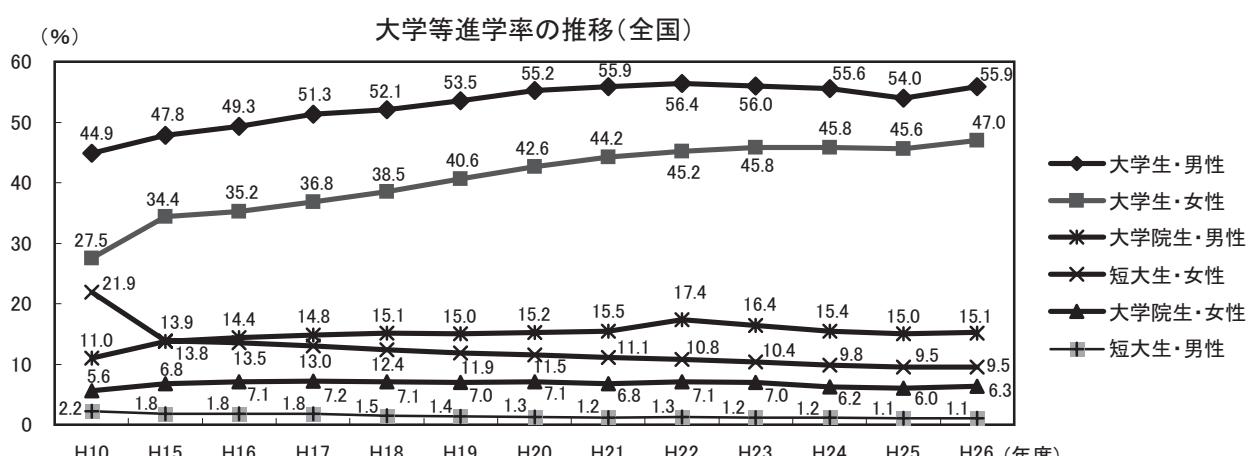
また「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度は34.1%となっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成27年度)」(男女共同参画課)
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成24年)」

4 大学進学率の推移(全国)

女性の大学(学部)への進学率は、平成26年度では47.0%であった。短期大学への進学率9.5%を合わせると女性の大学等への進学率は56.5%となり、平成18年度以降50%を上回っている。



資料：文部科学省「学校基本調査」

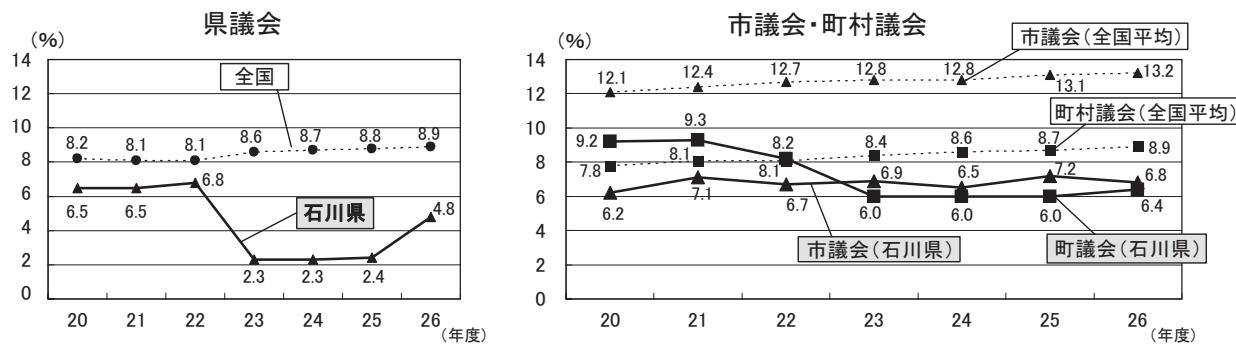
基本目標Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

女性が社会のあらゆる分野において、方針の立案及び決定過程に参画することは、女性自身の能力発揮や地位向上のみならず、暮らしやすさが実感できる社会づくりに資するものと期待される。

現在、方針の立案及び決定過程への女性の参画は徐々に増えつつあることから、この流れをさらに確実なものにしていくために、女性がチャレンジできる社会づくりを推進するとともに、企業や団体、地域等のトップ層に対する意識啓発を図っていくことが重要である。

1 議会の女性議員の割合

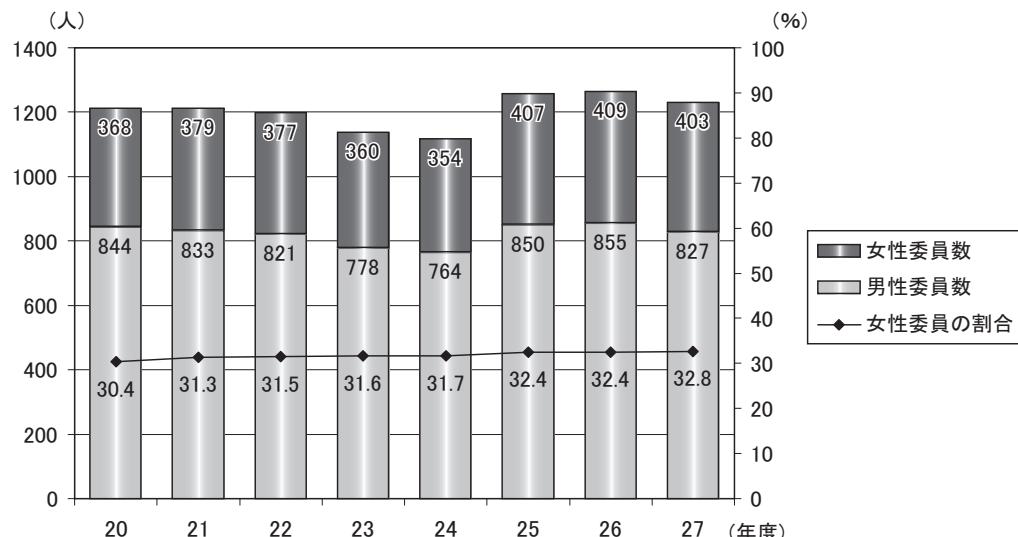
地方議会における女性議員の割合は全国的に増加傾向にあるものの、本県は県・市・町のいずれも全国平均を下回っている。



資料: 総務省「地方公共団体の議員及び長の所属党派別人員調等」(各年度12月31日現在)

2 石川県各種審議会等への女性の登用状況

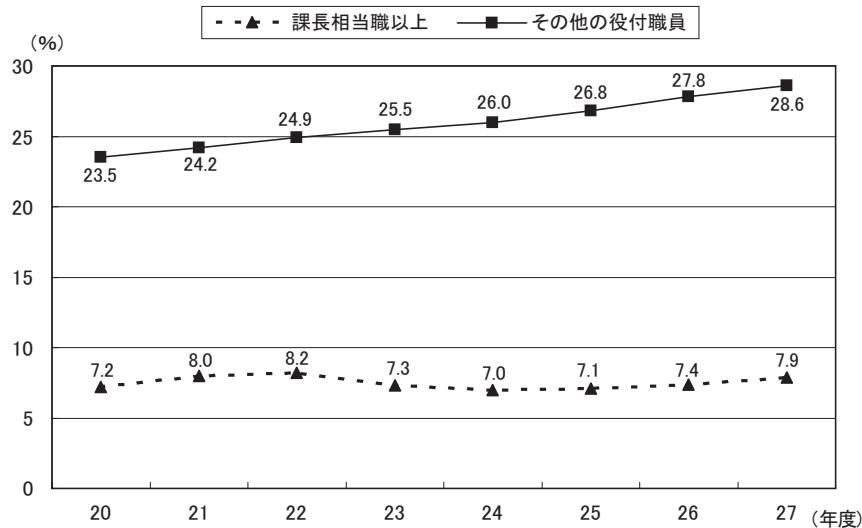
県の審議会等における女性委員の割合は年々増加している。平成27年は32.8%（403人）となっており、また、全ての審議会等において女性委員が登用されている。



資料: 男女共同参画課

3 県職員の役付・管理職に占める女性の割合

県の知事部局では、将来の管理職につながる「その他の役付職員」（係長～課長補佐）及び「課長相当職以上」に占める女性職員の割合は、いずれも増加傾向にある。



資料：人事課

4 人間開発に関する指標の国際比較

下表に見えるように、日本は、人間開発指数（HDI）で見れば世界188の国と地域中20位、ジェンダー不平等指数（GII）では155か国中26位である。一方で、男女間の格差を数値化したジェンダー・ギャップ指数（GGI）では145か国中101位と、HDIやGIIの順位に比して著しく低くなっている。我が国は人間開発の達成度では実績を上げているのに対し、政治・経済活動や意思決定に参加する機会については、諸外国に比べて男女間の格差が大きいと分析される。

人間開発指数(2014年) HDI(Human Development Index)		
順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.944
2	オーストラリア	0.935
3	スイス	0.930
4	デンマーク	0.923
5	オランダ	0.922
6	ドイツ	0.916
6	アイルランド	0.916
8	アメリカ合衆国	0.915
9	カナダ	0.913
9	ニュージーランド	0.913
10		
20	日本	0.891
188		

HDIとは、国連開発計画(UNDP)による指標で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識(平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出している。
表は188か国中の順位である。

ジェンダー不平等指数(2014年) GII(Gender Inequality Index)		
順位	国名	GII値
1	スロベニア	0.016
2	スイス	0.028
3	ドイツ	0.041
4	デンマーク	0.048
5	オーストリア	0.053
6	スウェーデン	0.055
7	オランダ	0.062
8	ベルギー	0.063
9	ノルウェー	0.067
10	イタリア	0.068
101	日本	0.133

GIIとは、国連開発計画(UNDP)による指標で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3侧面5指標から構成されている。
【経済分野】労働力率・同じ仕事の賃金の同等性・所得の推計値・管理職に占める比率・専門職に占める比率
【教育分野】識字率・初等、中等、高等教育の各在学率
【保健分野】新生児の男女比率・健康寿命
【政治分野】国会議員に占める比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数
表は155か国中の順位である。

ジェンダー・ギャップ指数(2015年) GGI(Gender Gap Index)		
順位	国名	GGI値
1	イスランド	0.881
2	ノルウェー	0.850
3	フィンランド	0.850
4	スウェーデン	0.823
5	アイルランド	0.807
6	ルワンダ	0.794
7	フィリピン	0.790
8	スイス	0.785
9	スロベニア	0.784
10	ニュージーランド	0.782
101	日本	0.670

GGIとは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化したものであり、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータに基づいて算出される。0が完全不平等、1が完全平等を意味し、性別による格差を明らかにできる。
【経済分野】労働力率・同じ仕事の賃金の同等性・所得の推計値・管理職に占める比率・専門職に占める比率
【教育分野】識字率・初等、中等、高等教育の各在学率
【保健分野】新生児の男女比率・健康寿命
【政治分野】国会議員に占める比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数
表は145か国中の順位である。

資料：国連開発計画「人間開発報告書2015」、世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2015」、内閣府「平成27年版男女共同参画白書」

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

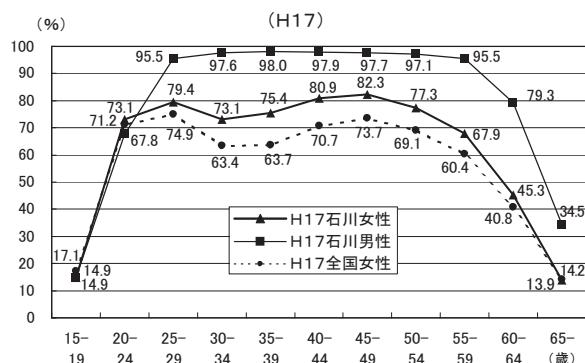
本県においては、女性の就業率が高い状況にあるが、その一方で、家庭における家事、育児、介護等の役割の多くは女性が担っており、職業生活との両立が難しい現状がある。男女それぞれが職業生活と家庭生活の調和を図りながら、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく共に個性や能力を発揮できるよう、環境の整備を行っていく必要がある。

また、すべての人が安全で安心して生活できる地域社会を形成するために、その地域に暮らす人々が、男女の別、そして年齢、障害の有無、国籍等にかかわりなく地域社会に参画できる条件整備を進めていく必要がある。

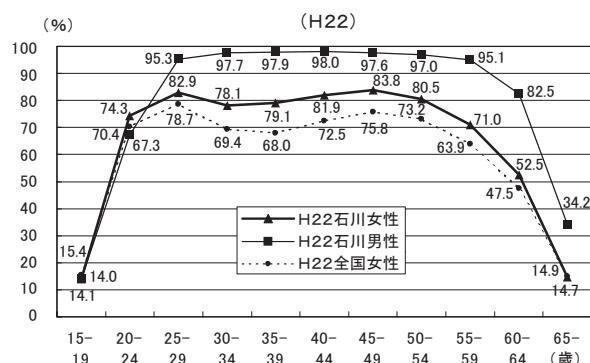
1 女性の就業

年齢階級別労働力率は、男性が20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いている。女性は30歳代を底とするいわゆるM字カーブを描き、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多い。石川県の女性は全国に比べてM字のくぼみは小さい。

年齢階級別労働力率

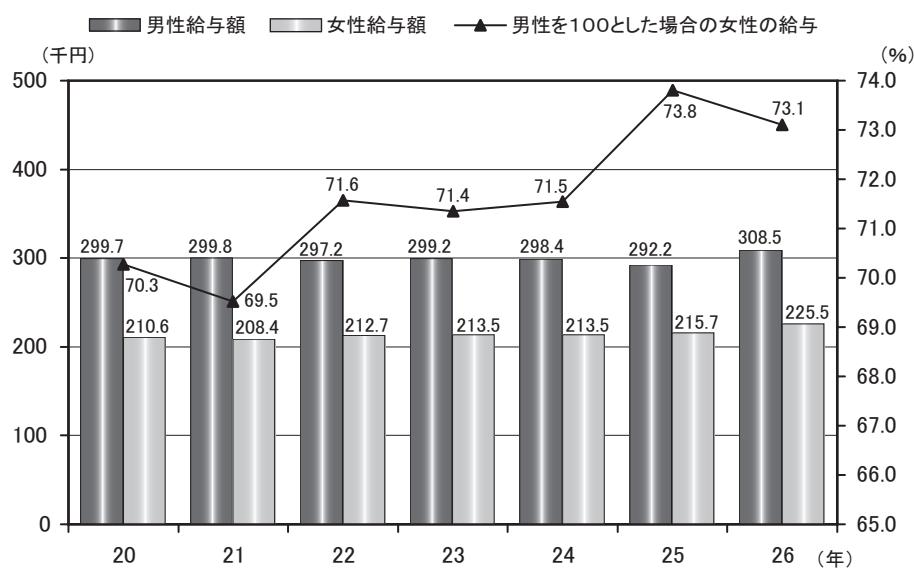


資料：「国勢調査（平成17年）」（総務省）



資料：「国勢調査（平成22年）」（総務省）

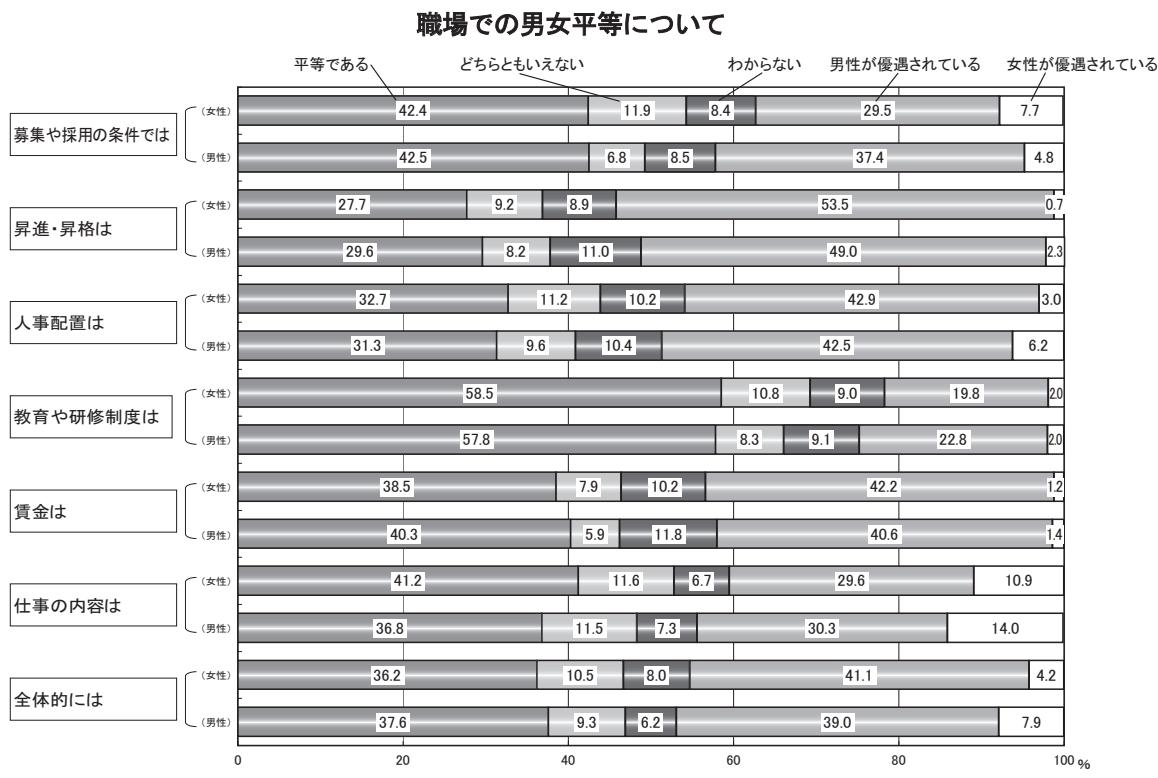
男女の給与格差(石川)



資料：「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）

(1) 職場における平等感

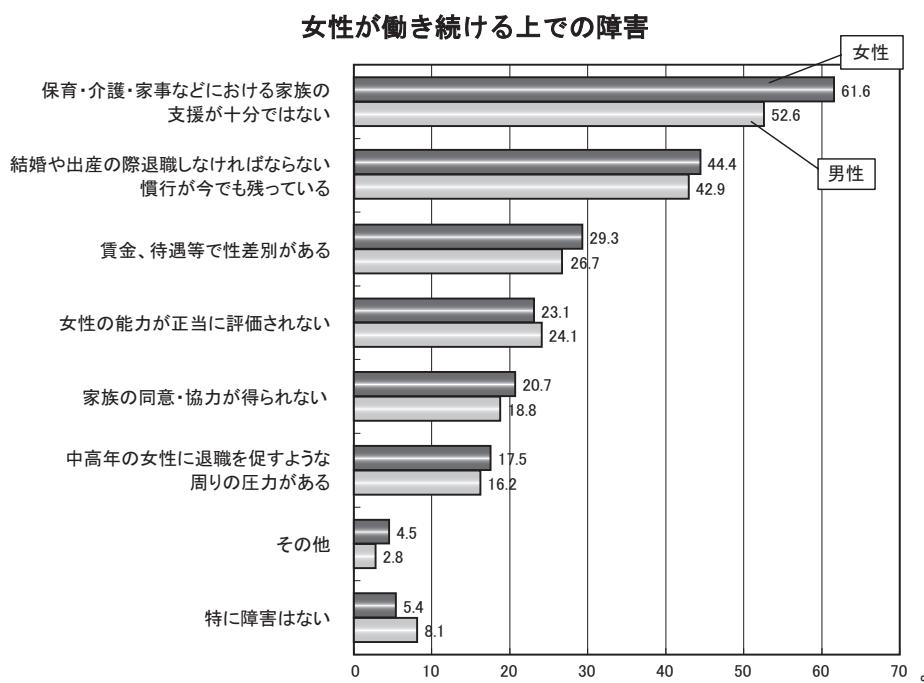
男女共同参画に関する県民意識調査によると、男女とも「平等である」と回答した人が最も多いのは「教育や研修制度」（女性：58.5%、男性：57.8%）、最も少ないのは「昇進・昇格」（女性：27.7%、男性：29.6%）となっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

(2) 女性が働き続ける上での障害

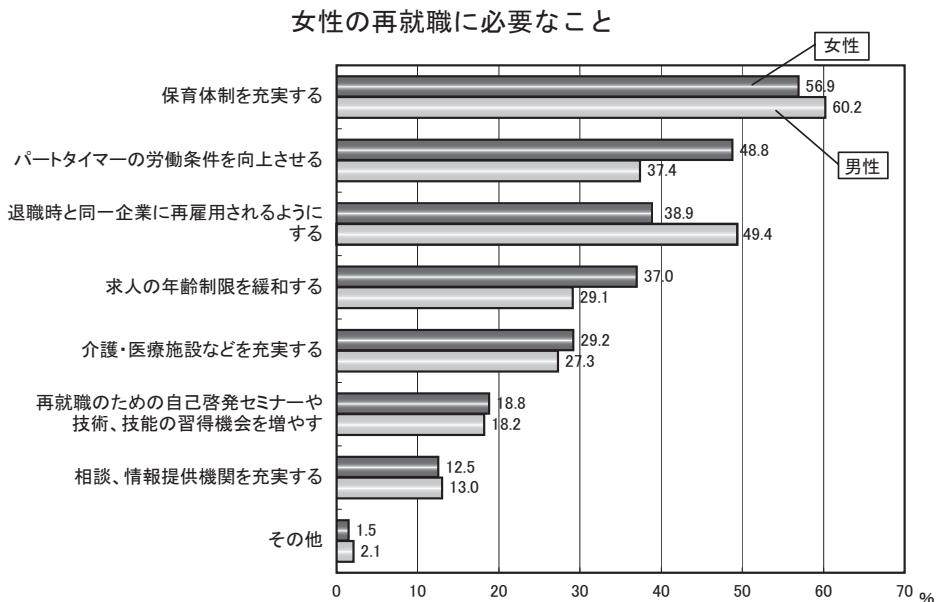
女性が働き続ける上で障害となっているものとして、男女とも「保育・介護・家事などにおける家族の支援が十分ではない」が最も多く、次いで「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っている」が多くなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

(3) 女性の再就職に必要なこと

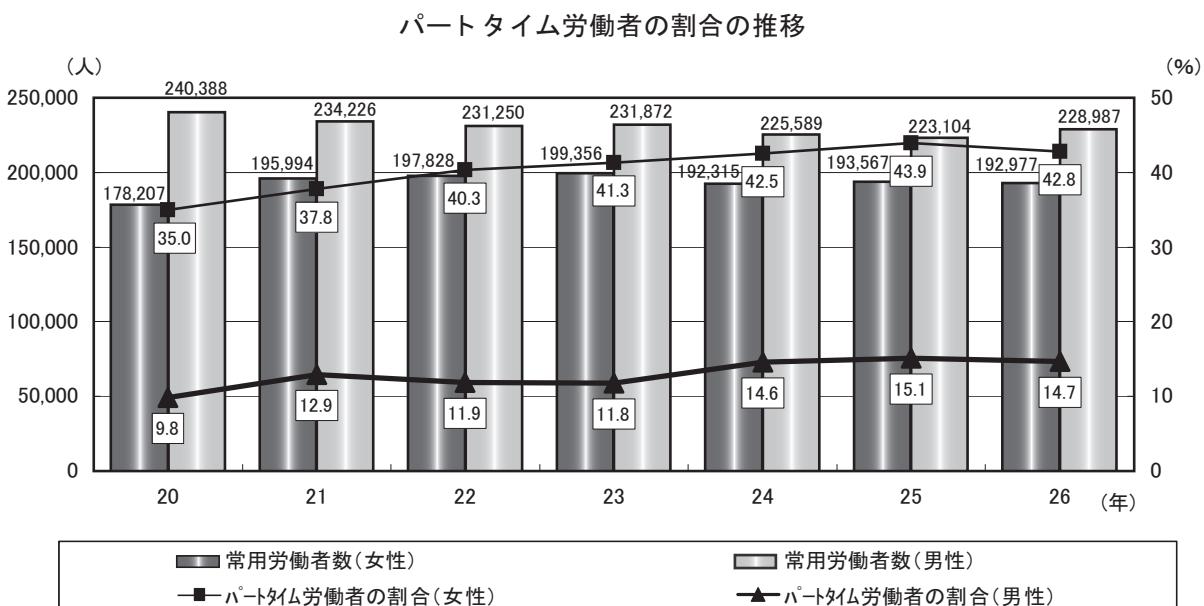
女性の再就職に必要となっているものとして、男女とも「保育体制を充実する」が最も多く、次いで女性は「パートタイマーの労働条件を向上させる」、男性は「退職時と同一企業に再雇用されるようにする」が多くなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

2 女性パートタイム労働者の割合の推移

女性の常用労働者のうち、パートタイム労働者の割合は平成22年以降40%を越え、男性と比較して高い割合で推移している。



資料：「毎月勤労統計調査年報」（石川県統計情報室）

常用労働者：期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。

日々又は1ヶ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

パートタイム労働者：常用労働者のうち、

1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

3 農林漁業における女性の参画状況

農林漁業における男女共同参画を確立するためには、方針・立案決定の場への女性の参画や、仕事と生活の調和の促進が重要である。様々な取組の結果、家族経営協定締結数や農業委員数に増加の傾向が見られる。

また、総合農協(※)の役員数、正組合員数においても、女性の役員等は増加しており、農林漁業分野での更なる女性の参画が期待される。

農林漁業分野の女性の参画（石川県）

(単位:戸・人)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
家族経営協定締結数	181	189	197	207	215	241	248
起業者	155	154	152	153	153	138	125
認定農業者	85	86	89	85	81	81	80
漁業士	8	9	9	9	9	9	9
農業委員	13	13	17	25	25	29	40

資料:農業政策課(各年度3月31日現在)

総合農協の女性役員等の推移（石川県）

(女性の人数/全体)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
役員	3/388	4/383	4/385	8/386	7/387	34/400	39/404
正組合員	8,939/ 65,651	9,140/ 64,834	9,533/ 64,470	10,141/ 64,301	11,393/ 64,561	13,016/ 65,564	13,908/ 65,543

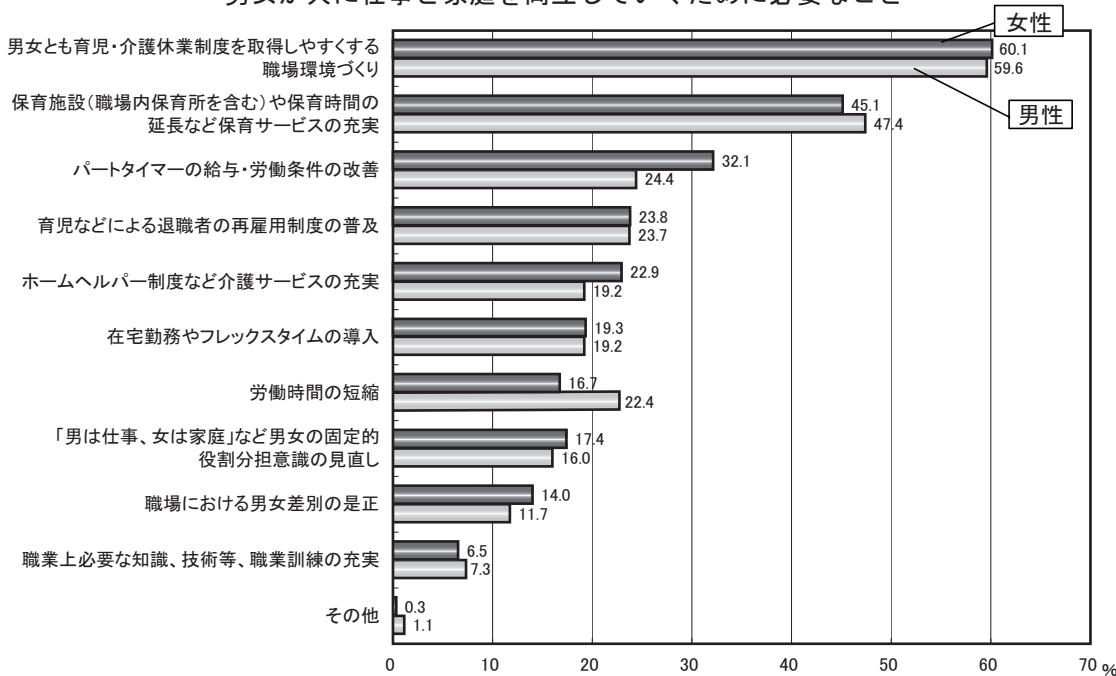
資料:農業政策課(各年度3月31日現在)

※総合農協:農産物の集荷・販売、資材購入、共同利用、営農指導、信用、共済など広範な事業を総合的に行う農協

4 仕事と生活の調和

男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこととして、男女とも「男女とも育児・介護休業制度を取得しやすくする職場環境づくり」が最も多く、次いで「保育施設（職場内保育所を含む）や保育時間の延長など保育サービスの充実」となっている。

男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと



資料:石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成27年度)」(男女共同参画課)

育児・介護休業の取得状況（石川県）

区分		年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
育児休業	女性	取得者（人）	443/497	438/482	525/603	588/616	576/665	479/555	651/747
		取得率（%）	89.1	90.9	87.1	95.5	86.6	86.3	87.1
	男性	取得者（人）	6/1,159	8/1,127	4/1,103	17/1,233	8/1,069	7/1,112	13/1,199
		取得率（%）	0.5	0.7	0.4	1.4	0.7	0.6	1.1
介護休業	女性	取得者（人）	27	23	17	31	27	40	20
	男性	取得者（人）	9	4	6	19	6	12	11

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

※常用労働者10人以上を雇用する県内1,400事務所を対象に調査。回収率50%程度

※「育児休業取得者数」は、当該年度の前年度に「育児休業を開始した人数/出産又は配偶者が出産した人数」を示す。

育児のための所定外労働の免除制度について（石川県：平成26年度）

項目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	566（76.2%）	302（65.4%）	264（94.0%）
子が3歳に達するまで	313（42.1%）	167（36.1%）	146（52.0%）
小学校に入学するまで	224（30.1%）	118（25.5%）	106（37.7%）
小学校に入学した後も利用可能	29（3.9%）	17（3.7%）	12（4.3%）
就業規則等への定めなし	177（23.8%）	160（34.6%）	17（6.0%）
合 計	743（100.0%）	462（100.0%）	281（100.0%）

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

育児のための短時間勤務制度について（石川県：平成26年度）

項目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	572（77.0%）	303（65.6%）	269（95.7%）
子が3歳に達するまで	377（50.7%）	192（41.6%）	185（65.8%）
小学校に入学するまで	142（19.1%）	82（17.7%）	60（21.4%）
小学校に入学した後も利用可能	41（5.5%）	20（4.3%）	21（7.5%）
その他	12（1.6%）	9（1.9%）	3（1.1%）
就業規則等への定めなし	171（23.0%）	159（34.4%）	12（4.3%）
合 計	743（100.0%）	462（100.0%）	281（100.0%）

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

事業所における介護休業以外の措置状況（石川県）

※（ ）内は事業所数

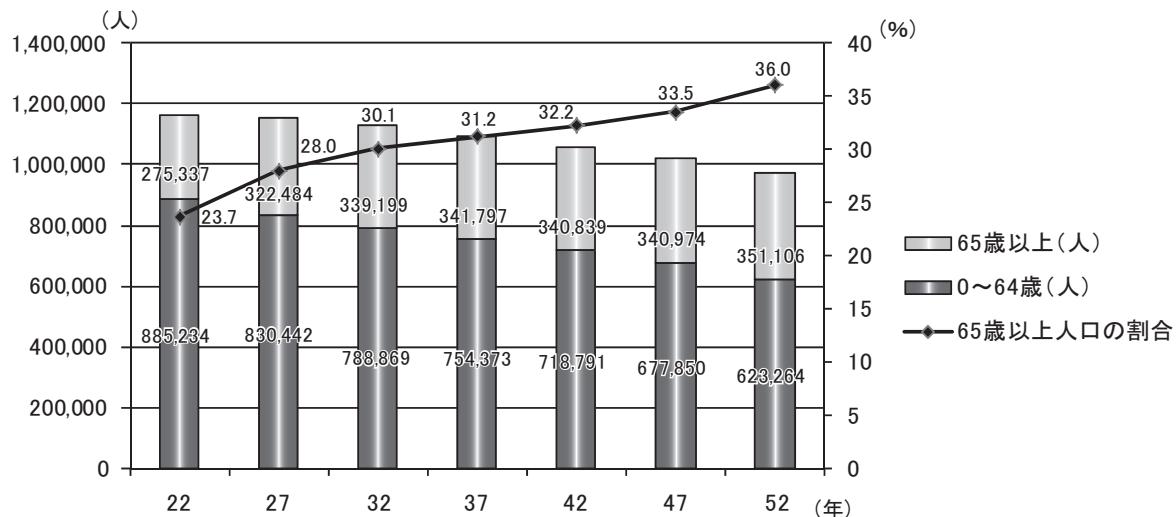
区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1日の所定労働時間の短縮	48.2%（317）	50.2%（336）	52.2%（368）	54.9%（424）	55.7%（413）	59.8%（438）	59.2%（440）
週又は月の所定労働時間の短縮	10.7%（70）	10.9%（73）	12.1%（85）	9.8%（76）	9.7%（72）	8.3%（61）	9.2%（68）
週又は月の所定労働日数の短縮	5.3%（35）	3.9%（26）	3.7%（26）	4.1%（32）	3.9%（29）	3.8%（28）	4.7%（35）
個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める	12.5%（82）	11.8%（79）	9.6%（68）	9.5%（73）	8.8%（65）	4.9%（36）	5.1%（38）
フレックスタイム	4.3%（28）	5.1%（34）	6.1%（43）	6.7%（52）	6.5%（48）	4.0%（29）	4.0%（30）
始業・終業時刻の繰下げ、繰上げ	24.8%（163）	26.8%（179）	25.8%（182）	27.1%（209）	28.4%（211）	22.5%（165）	20.6%（153）
介護サービス費用の助成	2.4%（16）	1.9%（13）	1.1%（8）	1.2%（9）	1.6%（12）	1.0%（7）	0.8%（6）

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

5 高齢社会の到来

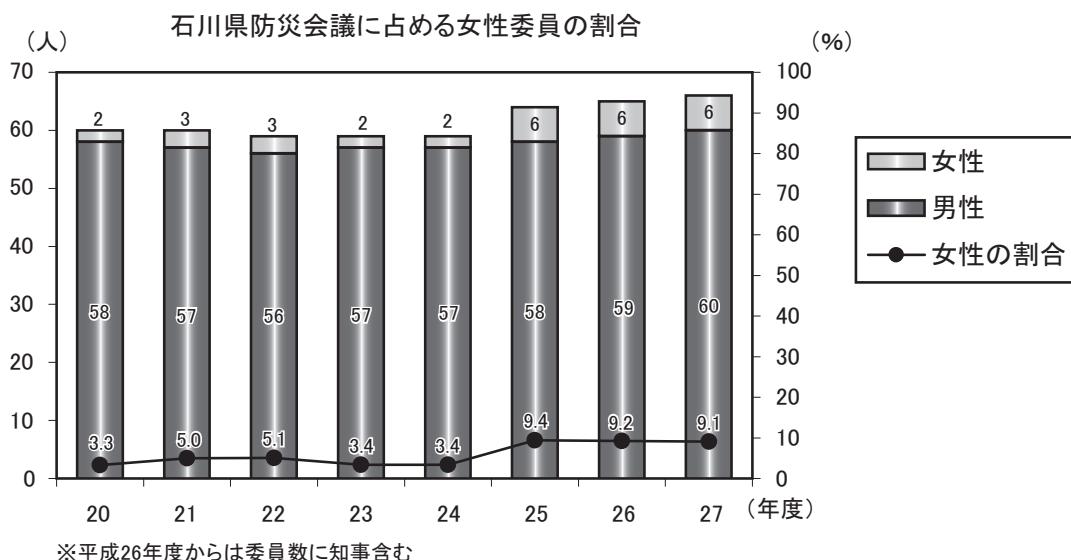
本県の65歳以上の高齢者人口は、平成32年には33万人に達し、人口の約3割になると推計されている。女性高齢者に係る問題や、介護を巡る問題など、取り組むべき課題が多い。

石川県の高齢者人口の推移・将来設計(国勢調査、国立保障・人口問題研究所H25年3月推計)



6 防災分野における女性の参画状況

東日本大震災では、男女共同参画の視点の不足による様々な問題が指摘された。石川県においても、平成19年の能登半島地震等の経験も踏まえた上で、防災分野への更なる女性の参画が期待される。



資料：危機対策課(各年度4月1日現在)

女性消防団員・防災士の人数、女性防火クラブ等の推移(石川県)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
消防団員(女性/全体)	99/5,294	122/5,286	132/5,317	135/5,329	134/5,339	132/5,344	133/5,317
防災士(女性/全体)	40/641	59/888	89/1,173	110/1,562	180/1,974	317/2,617	483/3,222
女性防火クラブ	252	245	234	229	224	227	216
クラブ数	252	245	234	229	224	227	216
クラブ員数	10,145	10,110	9,600	8,358	8,139	7,970	7,407

資料：危機対策課、消防保安課

基本目標IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会の実現を阻む要因となっている。こうした問題は、人権意識の高まりの中で顕在化しつつあるが、社会の理解は未だに不十分である。女性に対する暴力は個人的な問題ではなく、男女がおかかれている状況等に根ざした構造的問題であると認識し、その根絶に向けた取組や被害女性への支援の充実を図る必要がある。さらに、女性には男性と異なる健康上配慮すべき面があるため、生涯を通じた健康の支援も必要である。

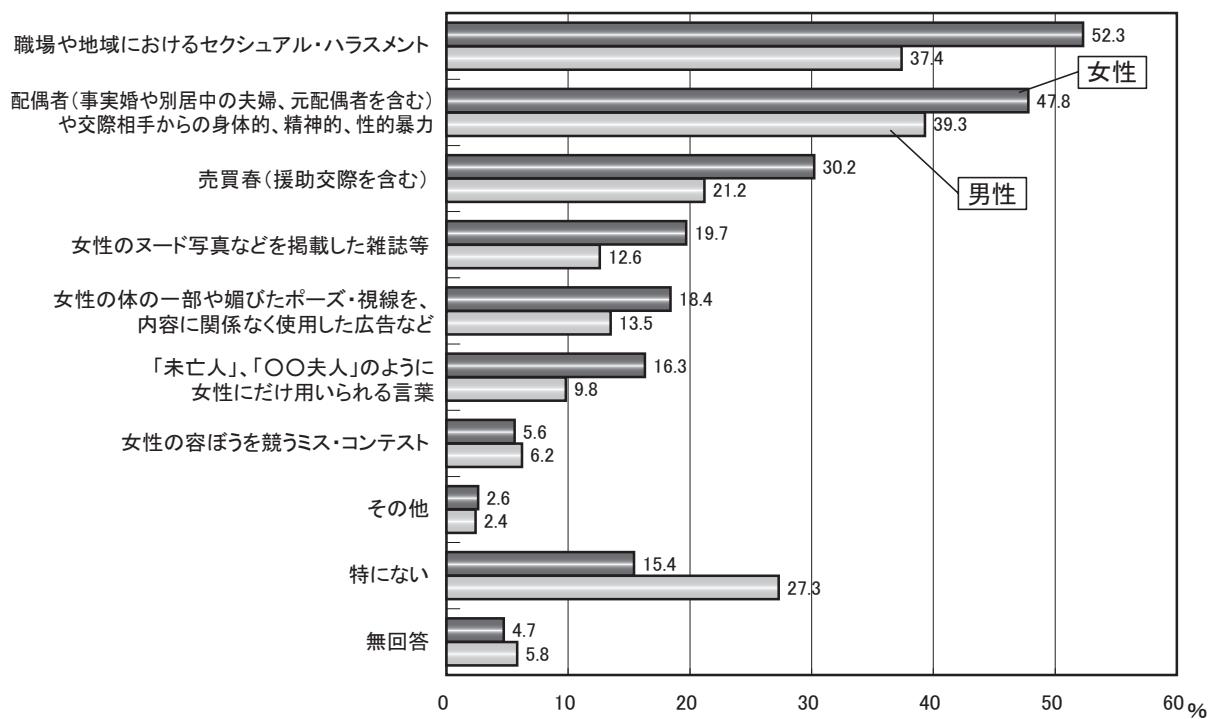
1 女性の人権に関する意識

「女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。」という問い合わせに対しては、女性では「職場や地域におけるセクシュアル・ハラスメント」が最も多く、男性では「配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む）や交際相手からの身体的、精神的、性的暴力」が最も多い。

男女で比較すると「女性の容ぼうを競うミス・コンテスト」と「特がない」を除く全ての項目で女性の比率が男性の比率を上回っており、差が最も大きいのは「職場や地域におけるセクシュアル・ハラスメント」である。

また、「特がない」という回答も男女の差が大きい。

女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。（複数回答）

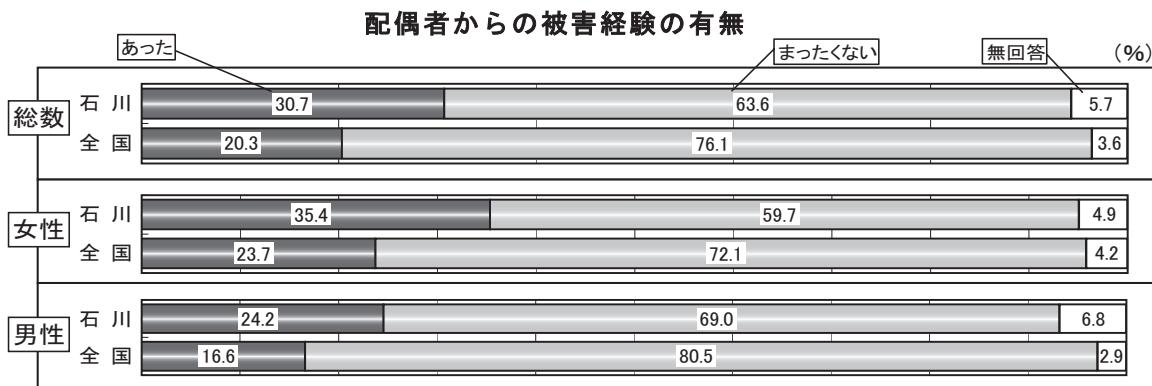


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

2 配偶者等からの暴力の状況

(1) 配偶者からの被害経験の有無

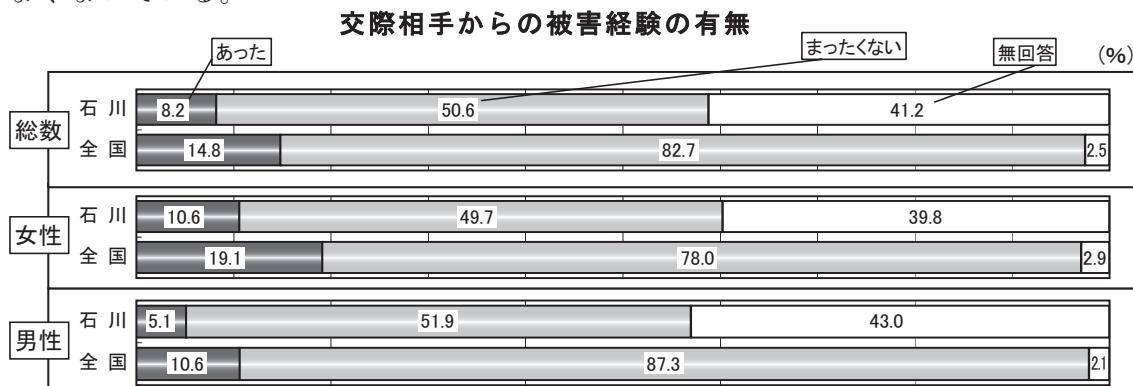
配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかの被害を受けたことが「あった」（「何度もあった」と「1、2度あった」を合計したもの）と答えた人は全国に比べて、女性は11.7ポイント、男性は7.6ポイント多くなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成27年度)」(男女共同参画課)
内閣府「男女間における暴力に関する調査(平成26年度)」

(2) 交際相手からの被害経験の有無

交際相手からの被害経験が「あった」（「10～20歳代にあった」「30歳代以上にあった」を合計したもの）と答えた人は全国に比べて、女性は8.5ポイント、男性は5.5ポイント少なくなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成27年度)」(男女共同参画課)
内閣府「男女間における暴力に関する調査(平成26年度)」

(3) 相談機関・関係者の周知状況

配偶者や交際相手など、親密な関係にある者から暴力を受けたときに相談できる機関や関係者のうち知っているものは、男女ともに「警察」が最も多く、次いで女性は「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」、「市役所、町役場」の順となっている。男性は「市役所、町役場」、「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」の順となっている。

相談機関・関係者の周知状況

	女性 (%)	男性 (%)
警察	74.3	77.8
石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）	27.5	23.9
市役所、町役場	22.5	28.8
女性センター	21.0	15.6
法テラス・弁護士会	13.9	21.4
福祉事務所、保健所	12.7	16.9
人権擁護委員	8.3	19.2
こころの健康センター	12.4	9.2
医療関係者	6.0	6.6
民間支援団体	3.9	6.0
その他	0.7	1.5
知っているところはない	8.2	9.4
無回答	7.8	6.2

資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成27年度)」(男女共同参画課)

3 DVに関する相談及び一時保護件数の推移

配偶者暴力相談支援センター(石川県女性相談支援センター及び金沢市女性相談支援室)に寄せられるDVに関する相談件数は、平成26年度は減少したものの依然として増加傾向にある。

また、石川県女性相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は、平成25年度は過去10年間で最少となったものの、平成26年度は増加した。

DV相談及び一時保護の状況

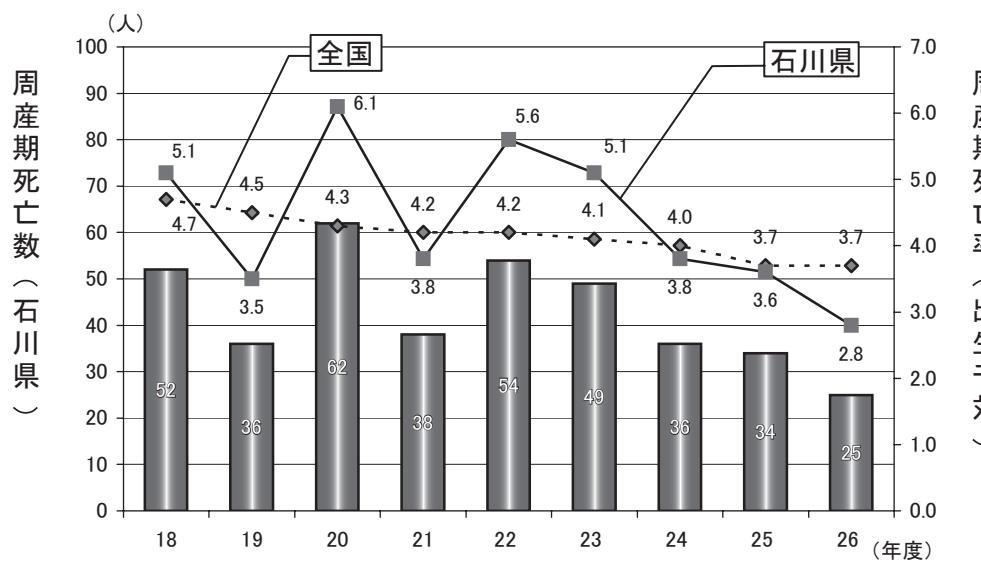
(件)

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
相談件数	715	685	846	1,079	1,293	1,388	1,448	1,398	1,760	1,780	1,610
一時保護件数	47	51	57	37	53	58	52	54	55	36	46

資料:男女共同参画課

4 女性の健康への配慮

女性には妊娠、出産など、生涯を通して健康上配慮すべき点がある。そのため、女性が健康状態に応じて的確に自己管理できるように、健康に関する教育や社会の配慮が必要である。



厚生労働省「人口動態統計」
(周産期死亡数は妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の死亡を加えたもの)

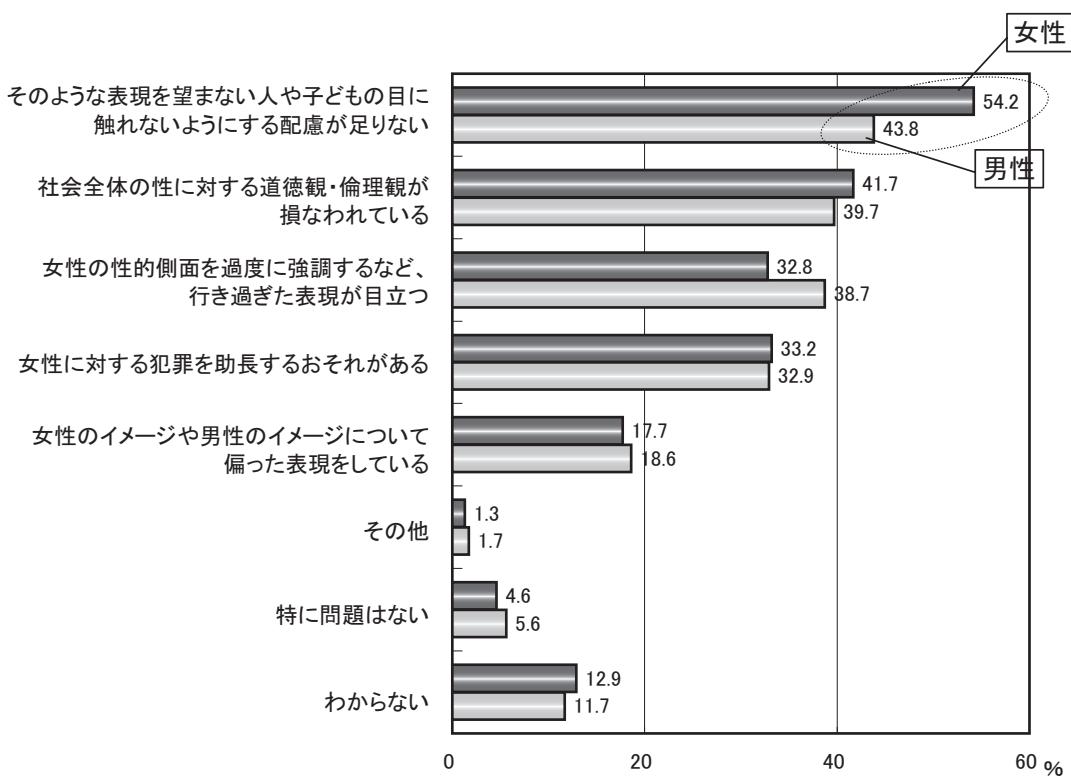
5 メディアにおける女性の人権の尊重

メディアにおける性・暴力表現について、男女ともに「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」が最も多い。次いで女性では「社会全体の性に対する道徳観・倫理観が損なわれている」、「女性に対する犯罪を助長するおそれがある」の順となり、一方男性では「社会全体の性に対する道徳観・倫理観が損なわれている」、「女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」の順となっている。

また「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」は特に男女差が大きく、女性が10.4ポイント多くなっている。

メディアにおける性・暴力表現

（設問：テレビ、新聞、雑誌、インターネット、コンピューターゲームなどのメディアにおける性・暴力表現について、あなたの考えに近いものをすべてあげてください。（複数回答））

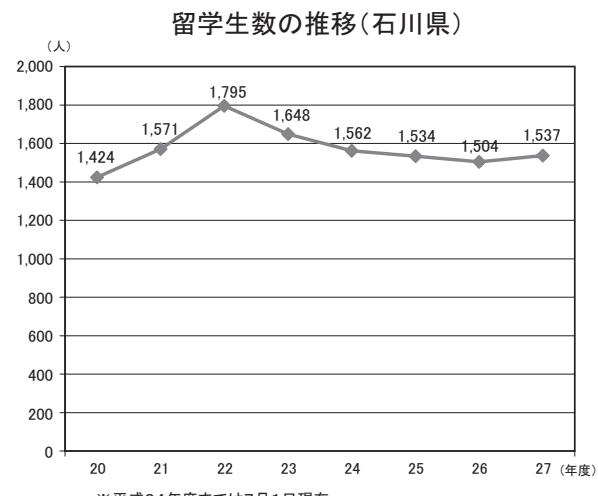
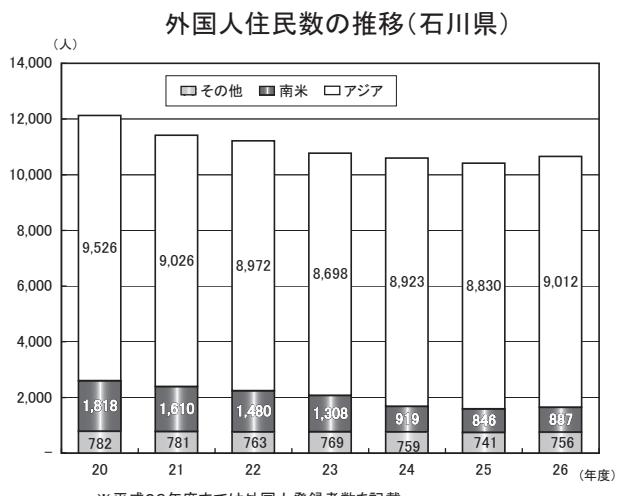


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

基本目標V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接に関係するため、国の取組や国際動向の把握に努めるとともに、国際交流の充実を図る中で男女共同参画に関する国際的視点も養うことが重要である。

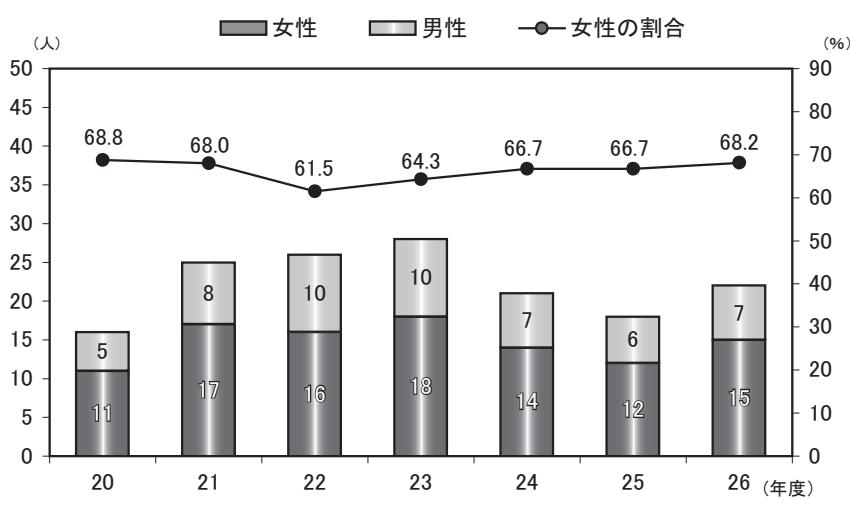
本県から派遣される青年海外協力隊員の中で女性が占める割合は高い水準を保っている。また、中国江蘇省の女性団体との交流では、平成10年度より交互に派遣・受入を行っている。



資料:国際交流課

資料:国際交流課

青年海外協力隊員の派遣状況(石川県)



中国江蘇省女性団体との交流状況

平成27年度	派遣人	6	・婦女連合会(江蘇省・南京市・蘇州市)との意見交換・交流 ・江蘇省婦人児童活動センター支部等視察 ・江蘇省人民对外友好協会との交流
平成26年度	受入人	6	・県内女性団体との交流会、県職員との交流会 ・県施設視察 ・知事表敬訪問

資料:男女共同参画課

第 2 部

本県の男女共同参画関連施策

1 男女共同参画社会の形成に向けた施策(平成27年度)

(男女共同参画課・女性センター)

		予算額(千円)
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	男女共同参画審議会の開催 男女共同参画苦情処理機関の設置 いしかわ男女共同参画プラン2011の改定 若者の男女共同参画推進事業 企業の男女共同参画推進事業 男女共同参画推進員ネットワーク事業 男女共同参画推進状況報告書の作成 男女共同参画啓発副読本(小学校5年生用)の作成・配付 男女共同参画のつどいの開催 多様な機会・媒体を通じた広報・啓発 男女共同参画推進府内連絡会議の開催 女性センターの管理運営 女性なんでも相談室の運営 悲しみ110番の運営 (公財)いしかわ女性基金事業	388 464 5,000 150 800 1,360 56 648 364 — — 45,354 2,340 290 6,132
基本目標Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	女性県政会議開催事業費負担 各種女性団体連絡協議会の活動支援 女性県政学習バスの運行 多様な機会・媒体を通じた広報・啓発(再掲) 男女共同参画推進府内連絡会議の開催(再掲) (公財)いしかわ女性基金事業(再掲)	1,250 280 22,348
基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を發揮できる社会の実現	企業における女性の活躍推進事業 起業による女性の社会参画推進事業 企業の男女共同参画推進事業の実施(再掲) 女性県政学習バスの運行(再掲) 多様な機会・媒体を通じた広報・啓発(再掲) (公財)いしかわ女性基金事業(再掲)	1,300 1,700
基本目標Ⅳ 女性の権利が推進・擁護される社会の形成	DV防止基本計画の改定 DV被害者等への経済的自立に向けた支援 DV被害者の語り合う場の提供 女性に対する暴力根絶に向けた啓発普及 交際相手からの暴力の防止 DV対策関係機関の連携強化 女性なんでも相談室の運営(再掲) 女性相談支援センターの管理運営 DVホットラインの運営等 一時保護所の管理運営 女性保護施設の管理運営	500 216 112 679 297 350 8,010 4,400 7,865 10,976
基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	中国江蘇省女性団体交流事業 女性を取り巻く諸問題に関する情報収集・提供 (公財)いしかわ女性基金事業(再掲)	459 —
合 計		124,088

2 「いしかわ男女共同参画プラン2011」施策体系別事業一覧

各部局が実施している事業のうち、「いしかわ男女共同参画プラン2011」の課題に
関係の深いものについて広くとらえて列記したものである。

基本目標I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

〔課題1 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進
課題2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
課題3 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実〕

該当する 課題No.	事業（制度）名	H27事業費 (千円)	担当課
1	人権意識の普及啓発活動の展開	37,012	人権推進室
1	人権の尊重や男女共同参画に関する研修の充実	—	人事課
3	人権教育講話開催	1,397	人権推進室 (学校指導課)
3	教職員の基本研修、専門研修、特別研修などあらゆる研修機会の活用	77,243	教職員課
3	人権教育推進事業	1,634	学校指導課
3	人権教育推進事業費補助金	202	学校指導課
3	人権教育副読本作成事業	2,000	学校指導課
3	職業ガイダンスや在り方、生き方教育の充実	—	学校指導課
3	人権教育研究指定校事業	490	学校指導課
3	家庭教育テレビ番組等による学習機会の提供	15,145	生涯学習課
3	親の学びを応援する「肝心かなの1年生塾」の実施	1,800	生涯学習課
3・8	家庭教育電話相談、家庭教育カウンセリングの実施	1,395	生涯学習課
3・11	公民館等の社会教育施設における学習機会の提供	—	生涯学習課

基本目標II 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

〔課題4 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大
課題5 方針の立案・決定過程へ参画できる女性の人材養成〕

該当する 課題No.	事業（制度）名	H27事業費 (千円)	担当課
4	県の管理・監督者への女性の積極的任用	—	人事課
4	県の女性職員の職域拡大	—	人事課
4	県の女性職員の能力開発	—	人事課
4・8	ワークセミナーの開催	491	労働企画課
4	男女共同参画社会の形成に資する研修会や交流会等の開催支援	—	生涯学習課
4	「女性が職場を考える検討委員会」による良好な職場環境の実現	—	警察本部
5	女性のモノづくり提案力育成事業費補助金	2,300	産業政策課

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

- 課題6 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 課題7 多様な就業を可能にする環境の整備
 課題8 男女の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現
 課題9 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
 課題10 人々が安心して暮らせる環境の整備
 課題11 地域における男女共同参画の推進

該当する課題No.	事業（制度）名	H27事業費（千円）	担当課
6・8	ワークライフバランス企業の登録と公表の推進	—	少子化対策監室
6・8	一般事業主行動計画策定促進と取組内容の質の向上	2,500	少子化対策監室
6・8	ワークライフバランス企業・県民等への普及促進	10,000	少子化対策監室
6	パートタイム労働法・労働者派遣法の周知・啓発	—	労働企画課
6・7	常設労働相談・総合労働相談会実施	—	労働企画課
6・8	育児・介護休業法、労働基準法の周知・啓発	—	労働企画課
6・8	賃金等労働条件実態調査（育児介護休業取得状況の調査）実施	784	労働企画課
6・12	男女雇用機会均等法、職場におけるポジティブ・アクションの広報・啓発	—	労働企画課
6・12	職業能力開発プラザにおける情報提供・相談	20,148	労働企画課
7	商工会等役員への女性登用	—	経営支援課
7	商工会青年部・女性部活動費補助金	3,000	経営支援課
7	創業者支援融資及び小口零細融資（創業者支援分）（新規融資枠）	3,000,000	経営支援課
7	創業・経営革新・経営改善支援コンサルティング事業費補助金	2,500	経営支援課
7	若手後継者等経営力向上支援事業費補助金	3,200	経営支援課
7	公共職業能力開発施設における職業能力開発推進	154,897	労働企画課
7	離職者等高度人材養成推進事業	355,089	労働企画課
7	いしかわ女性再チャレンジ支援事業	1,700	産業政策課
7	（新）女性の仕事再発見事業	2,000	労働企画課
8	県職員の育児休業制度の周知及び取得しやすい職場の雰囲気づくりの推進	—	人事課
8	県職員の「育児の日」制定と子育て支援ハンドブックの作成・配付	—	人事課
8	県民育児の日（毎月19日）の普及	—	少子化対策監室
8	ファミリーサポートセンターに対する運営支援	14,260	少子化対策監室
4・8	ワークセミナーの開催（再掲）	(491)	労働企画課
6・8	わくわくワークいしかわの発行	684	労働企画課
8	勤労者育児・介護休業資金融資制度	—	労働企画課
8	女性医師就業継続支援事業	4,000	地域医療推進室
8	（新）地域病院医師確保サポート事業	18,500	地域医療推進室
8	産休等の保育所等職員の代替職員の確保	14,908	少子化対策監室
8	男性社員等に対するパパ子育て講座の実施	500	少子化対策監室
8	いしかわエンゼルプランの推進	1,330	少子化対策監室
8	いしかわ子ども・子育て支援推進事業	50,000	少子化対策監室
8	プレミアム・パスポートの実施	2,300	少子化対策監室
8	（新）プレミアムクーポンの配布	70,000	少子化対策監室
8	エンゼルマーク運動の推進	—	少子化対策監室
8	エンゼル・サポート事業の実施	—	少子化対策監室
8	（新）多子世帯の保育料無料化	415,000	少子化対策監室
8	延長保育の実施	74,663	少子化対策監室
8	休日保育の実施	—	少子化対策監室
8	病児・病後児に対する保育サービスの実施	130,160	少子化対策監室
8	障害児保育体制の充実	29,899	少子化対策監室
8	一時預かり事業の実施	105,327	少子化対策監室
8	（新）在宅育児家庭通園保育モデル事業の実施	19,000	少子化対策監室
8	放課後児童クラブの充実	483,963	少子化対策監室
8	放課後子ども教室の取組への支援	6,116	生涯学習課
8	児童相談所の機能充実	23,080	少子化対策監室

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

該当する課題No.	事業（制度）名	H27事業費（千円）	担当課
8	こどもダイヤル相談事業の実施	1,750	少子化対策監室
3・8	家庭教育電話相談、家庭教育カウンセリングの実施（再掲）	(1,395)	生涯学習課
8	地域子育て支援拠点の事業の実施	367,988	少子化対策監室
8	マイ保育園の登録制度の普及と機能強化	13,584	少子化対策監室
8	パパママ子育て塾	7,500	少子化対策監室
8	子育てに関する情報提供の推進	4,160	少子化対策監室
8	子育てサークルへの支援	5,150	少子化対策監室
8	「赤ちゃんの駅」の登録の推進	—	少子化対策監室
9	はつらつ農村女性育成事業	1,406	農業政策課
10・11	（公財）県民ボランティアセンターによる活動支援事業	14,890	県民交流課
10・11	NPO活動の促進	15,328	県民交流課
10・11	石川県健民運動推進本部補助金	20,891	県民交流課
10	母子・父子福祉センターの運営	9,823	少子化対策監室
10	就業相談から情報提供までの一貫した就業支援	8,150	少子化対策監室
10	就業に必要な技能や資格を取得するための給付金制度	9,444	少子化対策監室
10	準備講習付き公共職業訓練の実施	9,404	少子化対策監室
10	母子家庭就業支援の配置	8,150	少子化対策監室
10	児童扶養手当の支給	412,064	少子化対策監室
10	母子寡婦福祉資金の貸付	140,240	少子化対策監室
10	ひとり親家庭医療費の助成	157,875	少子化対策監室
10	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用の助成	7,244	少子化対策監室
10	交通災害等遺児に対する支援	400	少子化対策監室
10	母子自立支援員・父子相談員による相談の実施	10,734	少子化対策監室
10	奨学金制度の実施	349,529	庶務課
10	教育費負担軽減奨学金の実施	174,785	総務課 庶務課
10	高齢者雇用支援	—	労働企画課
10	シルバー人材センター事業	8,580	労働企画課
10	高齢者相互支援啓発事業費補助金	480	長寿社会課
10	認知症高齢者介護相談等事業費補助金	250	地域医療推進室
10	介護支援専門員研修事業	14,354	長寿社会課
10	がんばる老人クラブ育成支援事業	600	長寿社会課
10	老人クラブ補助金	42,603	長寿社会課
10	老人クラブ健康増進事業	488	長寿社会課
10	高齢者介護施設事故防止対策事業	—	長寿社会課
10	傾聴ボランティア養成事業	400	長寿社会課
10	地域見守りネットワーク推進事業	500	長寿社会課
10	安心生活サポート促進事業	—	厚生政策課
10	地域支援事業交付金	370,725	長寿社会課
10	生涯現役介護ボランティア推進事業費	400	長寿社会課
10	高齢者向け住宅の整備充実	—	建築住宅課
10	県民大学校の充実等学習機会の提供	36,819	生涯学習課
10	障害者介護等給付費負担金	4,361,075	障害保健福祉課
10	障害者自立支援対策臨時特例事業	—	障害保健福祉課
10	障害者地域生活支援事業費補助金	191,492	障害保健福祉課
10	心身障害児在宅療育総合支援事業	315	障害保健福祉課
10	在宅障害児等療育相談支援事業	3,546	障害保健福祉課
10	石川セルフ振興センター運営事業費補助金	940	障害保健福祉課
10	知的障害者ホームヘルパー資格取得研修事業	—	障害保健福祉課
10	知的障害児・者地域生活促進事業	1,705	障害保健福祉課
10	精神障害者地域生活支援事業	934	障害保健福祉課

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

該当する 課題No.	事業（制度）名	H27事業費 (千円)	担当課
10	障害者授産所等通所交通費補助金	3,181	障害保健福祉課
10	身体障害者福祉ホーム運営費補助金	5,068	障害保健福祉課
10	知的障害者福祉ホーム運営費補助金	2,688	障害保健福祉課
10	精育園グループホーム費	—	障害保健福祉課
10	障害者ふれあいフェスティバル開催事業	9,400	障害保健福祉課
10	身体障害者福祉大会開催	300	障害保健福祉課
10	知的障害者地域支援推進事業	335	障害保健福祉課
10	ひきこもり社会参加復帰支援事業	1,560	障害保健福祉課
10	障害者スポーツ大会開催	7,225	障害保健福祉課
10	全国障害者スポーツ大会選手派遣	4,380	障害保健福祉課
10	障害者スポーツ競技力向上促進事業	300	障害保健福祉課
10	精神障害者ソフトバレーボール大会選手派遣	—	障害保健福祉課
10	障害者社会参加推進センターの運営	4,705	障害保健福祉課
10	身体障害者福祉推進員等設置	12,827	障害保健福祉課
10	障害者温泉療養事業	18,000	障害保健福祉課
10	社会復帰訓練対策	1,560	障害保健福祉課
10	自閉症支援センターの運営	24,576	障害保健福祉課
10	発達障害支援体制整備	11,842	障害保健福祉課
10	高次脳機能障害支援体制整備事業	826	障害保健福祉課
10	視覚障害者情報文化センターの運営	38,397	障害保健福祉課
10	重度盲ろう者通訳・介護員派遣事業	2,919	障害保健福祉課
10	障害者ＩＴサポートセンターの運営	977	障害保健福祉課
10	聴覚障害者センターの運営	27,449	障害保健福祉課
10	手話通訳・要約筆記者健康対策事業	200	障害保健福祉課
10	行動援護従事者養成研修事業	—	障害保健福祉課
10	難病患者地域療育支援事業	1,010	健康推進課
10	難病相談・支援センターの運営	10,000	健康推進課
10	障害者職場実習実施	15,000	労働企画課
10	職場適応訓練実施	1,814	労働企画課
10	心身障害者就業資金貸付金	580	労働企画課
10	福祉人材センター事業	36,810	厚生政策課
10	福祉ボランティアセンター事業費補助金	13,495	厚生政策課
10	バリアフリー社会推進事業	766	厚生政策課
10	自立支援型住宅リフォーム推進事業費補助金	17,095	厚生政策課
10	バリアフリー推進工房事業	2,091	厚生政策課
10	介護・福祉人材定着促進事業	1,000	厚生政策課
10	バリアフリー施設整備促進融資資金	532	厚生政策課
10	公衆浴場施設改善事業費補助金	2,800	薬事衛生課
10	バリアフリーに配慮した県営住宅の整備	621,651	建築住宅課
11	消費者ステップアップ支援事業	9,502	県民生活課
11	消費者活動推進事業	3,160	県民生活課
11	県民エコストーション事業費補助金	18,462	環境政策課
11	「心の教育」の推進	7,940	生涯学習課
11	〔新〕土曜日の教育活動の取組への支援	7,001	生涯学習課
11	石川県婦人団体協議会の活動支援	1,730	生涯学習課
11	自主防災組織強化対策費	14,712	危機対策課
11	相談業務の充実、防犯指導・広報、避難場所及びその周辺の警戒	—	警察本部

基本目標IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

- 課題12 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 課題13 生涯を通じた女性の健康支援
- 課題14 メディアにおける人権の尊重

該当する 課題No.	事業（制度）名	H27事業費 (千円)	担当課
12	防犯まちづくり推進事業	1,456	県民生活課
12	青少年の非行防止と有害環境の浄化	3,010	少子化対策監室
12	児童虐待防止オレンジリボン・キャンペーンの実施	7,000	少子化対策監室
6・12	男女雇用機会均等法、職場におけるポジティブ・アクションの広報・啓発（再掲）	—	労働企画課
6・12	職業能力開発プラザにおける情報提供・相談（再掲）	(20,148)	労働企画課
12	各種広報誌やチラシ等を活用した相談窓口の周知	227	警察本部
12	各種相談窓口の連携による女性の暴力に関する相談対応能力の向上	41	警察本部
12	相談員の適切な配置と研修の充実	20	警察本部
12	被害者を総合的・継続的にサポートできるシステムの整備	34	警察本部
12	女性被害者に接する機関等の合同研究会の開催等連携強化	—	警察本部
12	「石川被害者等支援連絡協議会」における相互連携	—	警察本部
12	女性・子供を対象とした地域安全情報の提供、防犯指導の実施	—	警察本部
12	安全・安心なまちづくりの推進	—	警察本部
12	関係法令の適切な運用（性犯罪への対策）	—	警察本部
12	ストーカー・DV・子供女性安全対策室による性犯罪等の未然防止活動の推進	—	警察本部
12	性犯罪捜査体制の整備	—	警察本部
12	指定された警察職員による被害者のニーズを踏まえた適切な支援活動の実践	—	警察本部
12	被害者への初診料等経費の負担軽減	1,027	警察本部
12	被害少年カウンセリングアドバイザー（心理専門家）による職員への指導・助言	49	警察本部
12	少年警察補導員による継続支援	—	警察本部
12	風俗環境浄化対策の推進	—	警察本部
12	関係法令の適切な運用（児童）売買春への対策）	—	警察本部
12	関係法令の適切な運用（ストーカー行為等への対策）	—	警察本部
12	関係機関・団体が一体となった被害者支援の実施	—	警察本部
12	防犯指導、自衛対応策及び各種援助の教示	—	警察本部
12	関係法令の適切な運用（人身取引への対策）	—	警察本部
12	被害者の適切な保護	—	警察本部
12	教職員研修等による周知啓発	—	教職員課
13	いしかわ健康フロンティア戦略推進事業	1,607	健康推進課
13	がん対策推進事業	1,000	健康推進課
13	女性三大がん撲滅プロジェクト開催費補助金	2,000	健康推進課
13	禁煙支援等普及事業	1,808	健康推進課
13	小児救急電話相談事業	11,501	地域医療推進室
13	小児救急医療啓発事業	348	地域医療推進室
13	女性診療科における性差医療の実施	—	中央病院
13	いしかわ総合母子医療センターの運営	—	中央病院
13	小児救急対策出前講座開催事業	964	地域医療推進室
13	不妊相談センター・妊娠110番における相談と情報提供	4,395	少子化対策監室
13	不妊治療等に対する助成	192,745	少子化対策監室
13	未熟児・多胎児、ハイリスク妊娠婦等の出産・育児に対する支援	20,692	少子化対策監室
13	妊娠婦健康診査の推進及び保健指導の実施	—	少子化対策監室
13	乳幼児健康診査の推進及び保健指導の実施	—	少子化対策監室
13	小児慢性特定疾病医療費	196,692	健康推進課
13	健康診査管理指導事業	2,140	健康推進課
13	エイズに関する正しい知識啓発普及事業	306	健康推進課
13	風しん抗体検査事業	4,674	健康推進課
13	若者の健診・保健指導促進事業	—	健康推進課

基本目標IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

該当する 課題No.	事業（制度）名	H27事業費 (千円)	担当課
13	50才からの足腰強化推進事業	2,000	健康推進課
13	ヘルシー＆デリシャスメニュー開発・普及事業	3,000	健康推進課
13	もっと野菜プロジェクト（MYP350）事業	1,000	健康推進課
13	HIV相談検査窓口設置	978	健康推進課
13	性感染症相談検査窓口設置	1,026	健康推進課
13	性感染症予防事業	3,000	健康推進課
13	学校における教育の推進	—	警察本部
13	安全で豊かな食生活情報総合啓発事業	464	薬事衛生課
13	薬物乱用防止対策推進事業	731	薬事衛生課
13	児童生徒への指導	—	学校指導課
13	薬物乱用防止教室講習会	—	スポーツ健康課
14	有害図書等の指定及び販売の制限	529	少子化対策監室
14	有害図書の点検活動	—	警察本部
14	学校教育、社会教育を通じた情報教育の推進	2,678	学校指導課 生涯学習課
14	フィルタリングサービスに関する講習会及び広報の実施	—	警察本部
14	インターネットカフェ立入状況の調査活動	—	警察本部

基本目標V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

[課題15 多様な文化の尊重及び理解の促進]

該当する 課題No.	事業（制度）名	H27事業費 (千円)	担当課
15	国際環境協力推進事業	3,358	環境政策課
15	国際交流基金との連携による日本語教育充実事業費	1,500	国際交流課
15	日本語・日本文化研修センター運営事業	38,775	国際交流課
15	石川インターンシップ事業	1,600	国際交流課
15	アジアフォーラム開催費補助金	960	国際交流課
15	草の根国際活動促進事業費補助金	1,000	国際交流課
15	「21世紀石川少年の翼」事業負担金	3,400	国際交流課
15	国際交流員の設置	24,940	国際交流課
15	青年海外協力活動促進事業	790	国際交流課
15	外国人留学生支援事業	28,800	国際交流課
15	海外県人会青少年育成交流事業	4,108	国際交流課
15	多文化共生まちづくり強化事業	1,800	国際交流課
15	あんしん賃貸支援事業	—	建築住宅課
15	ポリスヘルpline	29	警察本部
15	外国語による運転免許学科試験の実施（英・中国・ポルトガル語）	—	警察本部
15	外国語版被害者の手引きの作成（英語・中国語）	—	警察本部

第 3 部

市町における男女共同参画の推進状況

市町では男女共同参画の必要性に対する理解が深まり、女性の社会参画はもちろん、男性も含めあらゆる人々にとって生活しやすい充実した社会をつくることが、地域の活力を増し、豊かなまちづくりの実現につながるとの認識をもって積極的に取組が進められている。

こうした結果、平成23年3月末までに、本県のすべての市町において男女共同参画計画の策定と条例の制定が達成されたところである。各市町が男女共同参画の基本理念や行政、住民、事業者の責務を明らかにする条例及び計画によって取組の方向性を示したことにより、地域社会が一体となって男女共同参画を進める環境が整えられたこととなる。なお、全国市町村の計画策定率が73.3%、条例制定率が34.4%（平成27年4月1日現在）にとどまる中、いずれも達成率100%を実現しているのは現在全国で本県を含め、2県のみである。

また、金沢市、七尾市、小松市、加賀市、白山市が地方公共団体を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となっている。

各市町においては啓発活動を中心に様々な事業が行われているところであるが、今後も地域の実情に応じた取組により、男女共同参画社会のさらなる推進が期待される。

1 庁内連絡会議、諮詢機関等の設置状況 (H27.4.1現在)

市町名	府内連絡会議	諮詢機関、懇話会等
	名 称	名 称
1 金沢市	金沢市男女共同参画推進府内連絡会議	金沢市男女共同参画審議会
2 七尾市	七尾市男女共同参画推進本部	七尾市男女共同参画審議会
3 小松市	小松市男女共同参画推進本部	小松市男女共同参画推進委員会
4 輪島市		輪島市男女共同参画推進審議会
5 珠洲市		珠洲市男女共同参画審議会
6 加賀市	加賀市男女共同参画推進本部	加賀市男女共同参画審議会
7 羽咋市		羽咋市男女共同参画推進委員会
8 かほく市		かほく市男女共同参画審議会
9 白山市	白山市男女共同参画推進会議	白山市男女共同参画審議会
10 能美市		能美市男女共同参画審議会
11 野々市市	野々市市男女共同参画推進連絡会議	野々市市男女共同参画審議会
12 川北町		川北町男女共同参画審議会
13 津幡町		津幡町男女共同参画審議会
14 内灘町	内灘町男女共同参画推進府内連絡会	内灘町男女共同参画推進委員会
15 志賀町		志賀町男女共同参画審議会
16 宝達志水町		宝達志水町男女共同参画審議会
17 中能登町		中能登町男女共同参画審議会
18 穴水町		穴水町男女共同参画推進委員会
19 能登町		能登町男女共同参画推進審議会
計	6市1町	11市8町

2 条例の制定及び計画の策定状況 (H27.4.1現在)

市町名	男女共同参画に関する条例の制定		男女共同参画に関する計画の策定		
	名 称	公布日	名 称	策定期間	計画期間
1 金沢市	金沢市男女共同参画推進条例	H13.12.19	新金沢市男女共同参画推進行動計画	H25. 3	H25. 4~35. 3
2 七尾市	七尾市男女共同参画推進条例	H16.10. 1	七尾市男女共同参画推進プラン（第2次）	H23. 3	H23. 4~28. 3
3 小松市	小松市男女共同参画基本条例	H12. 9.25	第3期こまつ男女共同参画プラン	H23. 3	H23. 4~28. 3
4 輪島市	輪島市男女共同参画推進条例	H18.12.28	輪島市男女共同参画行動計画	H24. 3	H24. 4~29. 3
5 珠洲市	珠洲市男女共同参画推進条例	H22. 3.19	第3次すず男女共同参画行動プラン	H24. 3	H24. 4~29. 3
6 加賀市	加賀市男女共同参画推進条例	H17.10. 1	加賀市男女共同参画行動計画～ひびきあうあなたとわたし～男女共同参画プラン	H26. 4	H26. 4~31. 3
7 羽咋市	羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例	H13. 3.27	羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン（第3次）	H23. 3	H23. 4~28. 3
8 かほく市	かほく市男女共同参画推進条例	H18.12.18	かほく市男女共同参画行動計画	H19. 3	H19. 4~29. 3
9 白山市	白山市男女共同参画推進条例	H20. 3.19	男女共同参画行動計画 白山21	H19. 3	H19. 4~29. 3
10 能美市	能美市男女共同参画推進条例	H23. 3.17	能美市男女共同参画推進プラン～あなたと私の未来を創る～	H22. 3	H22. 4~32. 3
11 野々市市	野々市市男女共同参画推進条例	H16. 3.22	野々市市第2次男女共同参画プラン	H24. 3	H24. 4~34. 3
12 川北町	川北町男女共同参画推進条例	H22.12.13	川北町男女共同参画推進 行動計画	H23. 3	H23. 4~
13 津幡町	津幡町男女共同参画推進条例	H22. 9.13	津幡町男女共同参画推進プラン（第2次）	H25. 4	H25. 4~35. 3
14 内灘町	内灘町男女共同参画まちづくり条例	H19.12.26	内灘町男女共同参画推進行動計画	H19. 3	H19. 4~29. 3
15 志賀町	志賀町男女共同参画推進条例	H17. 9. 1	第2次志賀町男女共同参画行動計画	H25. 3	H25. 4~35. 3
16 宝達志水町	宝達志水町男女共同参画推進条例	H22.11.30	第3次宝達志水町男女共同参画行動計画	H27. 3	H27. 4~33. 3
17 中能登町	中能登町男女共同参画推進条例	H21. 3. 4	中能登町男女共同参画行動計画	H23. 3	H23. 4~28. 3
18 穴水町	穴水町男女共同参画推進条例	H22. 3.19	穴水町男女共同参画推進「行動計画」	H22. 1	H22. 1~
19 能登町	能登町男女共同参画推進条例	H23. 3.18	能登町男女共同参画プラン	H21. 3	H21. 3~
計	11市8町		11市8町		

3 意識調査等の実施、推進員の設置状況 (H27.4.1現在)

市町名	男女共同参画に関する意識調査等の実施		男女共同参画に関する推進員の設置			構成員数(人)
	調査名	実施年度	名称		男	
1 金沢市	男女共同参画に関する市民意識調査	H23	金沢市男女共同参画アドバイザー連絡会		25	6 19
2 七尾市	七尾市まちづくり市民意識調査（一部男女共同参画関係）	H26	七尾市男女共同参画推進員		44	22 22
3 小松市	男女共同参画に関する市民アンケート 働く男女(ひと)の職場環境に関するアンケート	H26 H26				
4 輪島市	男女共同参画社会を考える市民調査	H23	輪島市男女共同参画推進員		13	2 11
5 珠洲市	珠洲市男女共同参画に関する市民意識調査	H23				
6 加賀市	加賀市男女共同参画に関する市民意識調査	H27				
7 羽咋市	男女共同参画に関する市民意識調査	H26	羽咋市男女共同参画推進委員会		15	8 7
8 かほく市	男女共同参画に関する市民意識調査	H24				
9 白山市	男女共同参画に関する市民意識調査	H23				
10 能美市	能美市男女共同参画市民意識調査	H26	能美市男女共同参画推進員会		15	7 8
11 野々市市	男女共同参画社会づくり町民意識調査	H13	野々市市男女共同参画推進員		13	4 9
12 川北町						
13 津幡町	男女共同参画を考える町民アンケート	H13	津幡町男女共同参画推進員		8	5 3
14 内灘町	男女共同参画に関する町民意識調査	H23				
15 志賀町	男女共同参画に関する意識調査	H24	志賀町男女共同参画推進委員		10	4 6
16 宝達志水町	男女共同参画に関するアンケート調査	H20	宝達志水町男女共同参画委員会		10	4 6
17 中能登町	中能登町男女共同参画に関する町民意識調査	H27	中能登町男女共同参画推進員の会		27	12 15
18 穴水町	穴水町男女共同参画推進「住民意識調査」	H21	穴水町男女共同参画推進委員会		7	3 4
19 能登町	男女共同参画に関する町民意識調査	H24	能登町男女共同参画推進審議会委員		12	6 6
計	11市7町		6市6町			

4 苦情処理体制、審議会等委員の目標及び登用状況 (H27.4.1現在)

市町名	男女共同参画関係施策についての苦情処理体制	審議会等委員の目標値		審議会等の登用状況			
		名称	目標値	目標年度	審議会等数	総委員数(人)	うち女性委員数
1 金沢市	金沢市男女共同参画苦情処理制度	注 40%	H34	94	84	1,091	283 25.9
2 七尾市	七尾市男女共同参画苦情処理委員	30%	H27	73	68	1,329	440 33.1
3 小松市		50%	H27	54	53	904	357 39.5
4 輪島市		30%	H28	34	33	350	97 27.7
5 珠洲市		—	—	20	17	241	56 23.2
6 加賀市	加賀市男女共同参画苦情処理部会	40%	H30	37	35	438	115 26.3
7 羽咋市		35%	H27	34	29	561	153 27.3
8 かほく市	かほく市男女共同参画苦情処理委員	—	—	28	17	277	55 19.9
9 白山市	白山市男女共同参画苦情処理委員	40%	H28	71	60	1,073	313 29.2
10 能美市		40%	H31	29	25	350	102 29.1
11 野々市市		40%	H33	30	26	330	98 29.7
12 川北町		—	—	9	4	84	18 21.4
13 津幡町		40%	H34	27	26	398	79 19.8
14 内灘町	内灘町男女共同参画推進庁内連絡会	40%	H28	46	34	455	143 31.4
15 志賀町		40%	H34	18	14	208	53 25.5
16 宝達志水町		35%	H32	20	15	218	53 24.3
17 中能登町		—	—	14	12	146	41 28.1
18 穴水町		25%	—	47	26	421	65 15.4
19 能登町		30%	H32	25	21	299	79 26.4
計	5市1町	—	—	710	599	9,173	2,600 28.3

注：法律又は条例により設置する審議会は40%、それ以外は30%

5 市町議会議員、管理職の在職状況 (H27.4.1現在)

市町名	市町議会議員			管理職（課長相当職以上）の在職状況					
	議員数（人）		女性比率（%）	管理職総数（人）		女性比率（%）	うち一般行政職（人）		
	うち女性議員数			うち女性管理職数			管理職総数	うち女性管理職数	女性比率（%）
1 金沢市	38	5	13.2	289	21	7.3	186	8	4.3
2 七尾市	22	1	4.5	121	31	25.6	42	4	9.5
3 小松市	24	1	4.2	254	74	29.1	106	25	23.6
4 輪島市	17	1	5.9	80	23	28.8	48	9	18.8
5 珠洲市	13	0	0.0	26	4	15.4	20	2	10.0
6 加賀市	18	1	5.6	126	21	16.7	69	2	2.9
7 羽咋市	14	1	7.1	21	3	14.3	21	3	14.3
8 かほく市	14	0	0.0	30	2	6.7	23	2	8.7
9 白山市	20	2	10.0	122	19	15.6	107	12	11.2
10 能美市	18	2	11.1	46	6	13.0	46	6	13.0
11 野々市市	15	2	13.3	43	6	14.0	35	2	5.7
12 川北町	10	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0
13 津幡町	18	2	11.1	41	1	2.4	28	1	3.6
14 内灘町	13	2	15.4	31	2	6.5	27	2	7.4
15 志賀町	16	0	0.0	43	1	2.3	38	0	0.0
16 宝達志水町	11	0	0.0	23	2	8.7	19	1	5.3
17 中能登町	14	1	7.1	16	1	6.3	14	1	7.1
18 穴水町	12	0	0.0	20	1	5.0	17	0	0.0
19 能登町	14	1	7.1	32	1	3.1	30	1	3.3
計	321	22	6.9	1,372	219	16.0	884	81	9.2

6 公民館長、小・中学校PTA会長、自治会長(区長)の状況 (H27.4.1現在)

市町名	公民館長			小学校PTA会長			中学校PTA会長			自治会長（区長）		
	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
1 金沢市	60	1	1.7	56	1	1.8	24	1	4.2	1,358	35	2.6
2 七尾市	22	0	0.0	12	2	16.7	6	0	0.0	251	1	0.4
3 小松市	36	0	0.0	25	1	4.0	10	0	0.0	246	1	0.4
4 輪島市	18	0	0.0	10	0	0.0	3	0	0.0	466	36	7.7
5 珠洲市	10	0	0.0	8	0	0.0	4	0	0.0	160	5	3.1
6 加賀市	21	1	4.8	20	0	0.0	6	0	0.0	282	2	0.7
7 羽咋市	11	0	0.0	6	0	0.0	2	0	0.0	66	0	0.0
8 かほく市	21	1	4.8	6	0	0.0	3	0	0.0	55	0	0.0
9 白山市	28	0	0.0	18	1	5.6	9	1	11.1	385	4	1.0
10 能美市	2	0	0.0	8	0	0.0	3	1	33.3	74	0	0.0
11 野々市市	5	0	0.0	5	0	0.0	2	0	0.0	54	3	5.6
12 川北町	1	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
13 津幡町	9	0	0.0	9	2	22.2	2	0	0.0	86	1	1.2
14 内灘町	18	1	5.6	5	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
15 志賀町	16	0	0.0	8	0	0.0	2	0	0.0	137	1	0.7
16 宝達志水町	1	0	0.0	5	0	0.0	1	1	100.0	52	0	0.0
17 中能登町	1	0	0.0	5	0	0.0	1	0	0.0	44	0	0.0
18 穴水町	4	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	106	5	4.7
19 能登町	15	0	0.0	5	0	0.0	4	0	0.0	193	3	1.6
計	299	4	1.3	216	7	3.2	85	4	4.7	4,054	97	2.4

※「中学校PTA会長」欄には、小中併設校のPTA会長を含む。

7 市町担当課 (H27.4.1現在)

市町名	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
1 金沢市	市民局 人権女性政策推進課	920-8577	金沢市広坂1-1-1	076-220-2095
2 七尾市	市民生活部 市民男女協働課 人権・男女共同参画室	926-0811	七尾市袖ヶ江町イ25	0767-53-1112
3 小松市	ふるさと共創部市民協働課	923-8650	小松市小馬出町91	0761-24-8217
4 輪島市	教育委員会 生涯学習課	928-0001	輪島市河井町20-1-1	0768-23-1176
5 珠洲市	総務課	927-1295	珠洲市上戸町北方1-6-2	0768-82-7711
6 加賀市	市民生活部 地域づくり推進課	922-8622	加賀市大聖寺南町ニ41	0761-72-7836
7 羽咋市	教育委員会 生涯学習課	925-8501	羽咋市旭町ア200	0767-22-9331
8 かほく市	教育委員会 教育部 生涯学習課	929-1195	かほく市宇野気ニ81	076-283-7137
9 白山市	市民生活部 男女共同参画室	924-8588	白山市倉光2-1	076-274-9577
10 能美市	市民生活部 観光交流課	923-1297	能美市来丸町1110	0761-58-2211
11 野々市市	企画振興部 市民協働課	921-8510	野々市市三納1-1	076-227-6029
12 川北町	教育委員会 社会教育課	923-1295	川北町字壱ツ屋174	076-277-1111
13 津幡町	総務部 総務課	929-0393	津幡町字加賀爪ニ3	076-288-2120
14 内灘町	教育委員会 生涯学習課 男女共同参画室	920-0292	内灘町字大学1-2-1	076-286-6716
15 志賀町	教育委員会 生涯学習課	925-0198	志賀町末吉千古1-1	0767-32-9350
16 宝達志水町	教育委員会 生涯学習課	929-1492	宝達志水町子浦そ18-1	0767-29-8320
17 中能登町	企画課	929-1792	中能登町末坂9部46	0767-74-2806
18 穴水町	教育委員会事務局	927-8601	穴水町字川島ラ174	0768-52-3720
19 能登町	教育委員会事務局	927-0695	能登町字松波13字75	0768-72-2509
計	首長部局10、教育委員会9			

8 市町DV担当窓口 (H27.4.1現在)

市町名	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
1 金沢市	市民局 人権女性政策推進課 女性相談支援室	920-8577	金沢市広坂1-1-1	076-220-2554
2 七尾市	市民生活部 市民男女協働課 人権・男女共同参画室	926-0811	七尾市袖ヶ江町イ25	0767-53-1112
3 小松市	市民福祉部 あんしん相談センター	923-8650	小松市小馬出町91	0761-24-8071
4 輪島市	福祉環境部 福祉課	928-8525	輪島市ニツ屋町2-29	0768-23-1161
5 珠洲市	総務課	927-1295	珠洲市上戸町北方1-6-2	0768-82-7711
6 加賀市	市民生活部 地域づくり推進課	922-8622	加賀市大聖寺南町ニ41	0761-72-7836
7 羽咋市	教育委員会 生涯学習課	925-8501	羽咋市旭町ア200	0767-22-9331
8 かほく市	教育委員会 教育部 生涯学習課	929-1195	かほく市宇野気ニ81	076-283-7137
9 白山市	市民生活部 男女共同参画室	924-8588	白山市倉光2-1	076-274-9577
10 能美市	健康福祉部 福祉課	923-1297	能美市来丸町1110	0761-58-2230
11 野々市市	企画振興部 市民協働課	921-8510	野々市市三納1-1	076-227-6029
12 川北町	福祉課（川北町保健センター）	923-1267	川北町字壱ツ屋196	076-277-1111
13 津幡町	総務部 総務課	929-0393	津幡町字加賀爪ニ3	076-288-2120
14 内灘町	教育委員会 生涯学習課 男女共同参画室	920-0292	内灘町字大学1-2-1	076-286-6716
15 志賀町	教育委員会 生涯学習課	925-0198	志賀町末吉千古1-1	0767-32-9350
16 宝達志水町	教育委員会 生涯学習課	929-1492	宝達志水町子浦そ18-1	0767-29-8320
17 中能登町	企画課	929-1792	中能登町末坂9部46	0767-74-2806
18 穴水町	教育委員会事務局	927-8601	穴水町字川島ラ174	0768-52-3720
19 能登町	教育委員会事務局	927-0695	能登町字松波13字75	0768-72-2509
計	首長部局12、教育委員会7			

第 4 部

資 料 編

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合はず、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることのかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別の取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条～第14条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条～第25条）
- 第5章 雜則（第26条～第28条）
- 第6章 罰則（第29条～第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要なことに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画 (一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するように努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 12 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 14 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 15 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則

(報告の徵収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、

第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

石川県男女共同参画推進条例

平成13年10月12日公布
平成13年石川県条例第33号

目 次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本的施策(第8条～第17条)

第3章 石川県男女共同参画審議会(第18条)

第4章 雜則(第19条)

附則

21世紀という新たな時代を迎えるにあたり、私たちが目指す社会は、すべての人々が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に發揮できる社会である。

石川県では、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に取組を進めてきた。

しかしながら、今もなお社会の様々な分野で、社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が残されている。

本県は、女性の就業率が高いにもかかわらず、職場においては、依然として男女が平等でない状況が存在し、また、家庭生活や地域社会においても、男女が対等に参画している状況には至っていない。

こうした状況の中で、少子高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の変化に対応し、活気と潤いのある社会を築くためには、男女が、社会の対等な構成員として、互いにその生き方を尊重し、あらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことができる環境づくりが重要である。

ここに、石川県民が力を合わせ、男女共同参画社会の実現に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女は平等であり性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されるとその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際社会の動向を勘案して、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与える、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を著しく与える行為をいう。)その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画の策定)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するに当たっては、あらかじめ、石川県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第9条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習活動において男女共同参画に関する教育及び学習の促進のための適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第10条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画計画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置くものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行ふものとする。

(報告の徴収等)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(苦情の処理等)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定により苦情の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う県の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第二項の規定により人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(市町村に対する支援等)

第14条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況についての報告書を作成し、公表するものとする。

(推進体制の整備)

第16条 県は、国、市町村、県民及び事業者と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 石川県男女共同参画審議会

第18条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議するため、石川県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、前項の調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることがある。
- 8 委員は、非常勤とする。

- 9 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 10 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 11 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 12 第二項から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雜則

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成26年法律第28号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）
- 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条～第5条）
- 第3章 被害者の保護（第6条～第9条の2）
- 第4章 保護命令（第10条～第22条）
- 第5章 雜則（第23条～第28条）
- 第5章の2 補則（第28条の2）
- 第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下の章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
- (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
(警察官による被害の防止)

- 第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法

令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につき

まとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他 の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに

速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第一号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後

において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれて

いる環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者的心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるものの

二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成十六年法律第六十四号]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成十九年法律第二百三十三号] [抄]

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 [平成二十五年法律第七十二号] [抄]

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

男女共同参画の推進に関する年表

年次	世界の動き	日本の動き	石川県の動き
1945 昭20	・国際連合発足 ・国連憲章採択	・「改正選挙法公布」(婦人参政権)	
1946 昭21	・国連婦人の地位委員会設置	・第22回総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等の明文化)	
1947 昭22	・世界人権宣言採択	・日本国憲法施行	
1948 昭23		・労働省発足、婦人少年局設置	
1949 昭24		・第1回女性週間(4月10日～16日)	
1967 昭42	・婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 昭50	・国際婦人年 目標「平等・発展・平和」 ・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の十年」('76～'85)決定	・総理府に婦人問題企画推進本部設置 ・総理府婦人問題担当室設置	
1976 昭51		・「特定職種育児休業法」施行(教職員等) ・「民法等の一部を改正する法律」公布 (婚氏統称制度)	
1977 昭52		・「国内行動計画」策定(S52～61) ・国立婦人教育会館開館	・県民課に「婦人問題担当窓口」設置(4月)
1978 昭53			・知事の私的諮問機関「石川県婦人問題懇話会」設置(4月)
1979 昭54	・「女子差別撤廃条約」採択		・県民課に「公聴婦人係」設置(4月)
1980 昭55	・国連婦人の十年中間年世界会議開催 (コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・「民法」及び「家事審判法」改正(配偶者相続分引き上げ)	・婦人行政庁内連絡会議設置(5月) ・「石川県婦人白書」刊行(以降、57・59・元年度刊行)
1981 昭56	・「ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」採択 ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画」後期重点目標決定	・「石川県婦人行動計画」策定(3月)
1983 昭58			・婦人問題広報誌「石川婦人の広場」創刊 (10月)(毎年2回発行)
1984 昭59		・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布(国籍の父母両系主義採用)	
1985 昭60	・国連婦人の十年ナイロビ世界会議開催 ・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」公布 ・「国民年金法」改正(女性の年金権確立) ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 昭61		・「男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」改正(女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充)	・県民生活課に「婦人係」設置(4月)
1987 昭62		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(S62～H12)	・新婦人行動計画「いしかわ婦人プラン21」策定(5月)
1989 平元	・「児童の権利に関する条約」採択	・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	
1990 平2	・「婦人の地位の向上のためのナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・県民生活課に「婦人企画室」設置(4月)
1991 平3		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定 ・「育児休業等に関する法律」公布	・婦人青少年課設置、「婦人企画室」移管(4月)
1992 平4		・「育児休業等に関する法律」施行 ・婦人問題担当大臣任命	・女性問題広報誌「エールいしかわの女性」に改称(1月) ・「各種婦人団体連絡協議会」を「各種女性団体連絡協議会」に改称(4月) ・「婦人企画室」廃止(3月) ・「財団法人いしかわ女性基金」設立(9月)
1993 平5	・国連世界人権会議開催(ウィーン) ・「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・「パートタイム労働法」施行	・「いしかわ女性行動計画」策定(3月) ・「婦人青少年課婦人係」を「女性青少年課女性係」に改称(4月) ・「石川県婦人生活会館」を教育委員会から県民生活局に移管し「石川県女性センター」に改称(4月) ・「石川県婦人問題懇話会」を「石川県女性ビジョン懇話会」に改称(4月)
1994 平6	・女子差別撤廃条約履行状況報告審議 (第2, 3回)	・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・男女共同参画審議会設置 ・総理府男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部設置	
1995 平7	・第4回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」公布(介護休業に関する部分をH11年度から実施) ・「ILO156号条約」批准	・石川県女性白書「石川の女性」刊行(3月) ・「女性NGOフォーラム」参加(9月) ・「男女平等に関する県民意識調査」実施(10月)

年次	世界の動き	日本の動き	石川県の動き
1996 平8		・男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「国際レディースフォーラム」の開催(6月) ・「男女共同参画推進地域会議」開催(11月)
1997 平9		・「男女雇用機会均等法」改正 ・労働省「婦人局」を「女性局」に、都道府県「婦人少年室」を「女性少年室」に改称 ・「介護保険法」公布	・第5回世界女性会議アクション行動ペトナム・マレーシア派遣(9月)
1998 平10		・男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会基本法—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」	・「いしかわ女性行動計画」改定(2月) ・中国江蘇省女性団体交流事業の開始受入(10月)、派遣(11月)
1999 平11		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力のない社会の実現を目指して」 ・改正「労働基準法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定)	・男女共同参画推進員を100名委嘱(9月)
2000 平12	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」及び「成果文書」採択	・「介護保険法」施行 ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本的方策について」 ・男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方」 ・「男女共同参画基本計画」策定	・女性青少年課に「男女共同参画推進室」設置(4月) ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施(5月)
2001 平13		・内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行	・「いしかわ男女共同参画プラン2001」策定(3月) ・男女共同参画推進員を123名に増員(4月) ・「石川県男女共同参画推進条例」公布・施行(10月) ・男女共同参画推進員を198名に増員(11月)
2002 平14		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・「男女共同参画苦情処理機関」設置(4月) ・女性相談支援センター設置(4月) ・石川県男女共同参画審議会設置(5月)
2003 平15	・女子差別撤廃条約履行状況報告審議(第4, 5回)	・「次世代育成支援対策推進法」施行	・「女性青少年課男女共同参画推進室」を「男女共同参画課」に改編(4月)
2004 平16		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定	
2005 平17	・「北京+10」閣僚級会合	・改正「育児休業等に関する法律」施行(仕事と子育ての両立支援) ・男女共同参画基本計画(第2次)策定	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施(7月) ・「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」策定(10月)
2006 平18		「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催	
2007 平19		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・改正「労働基準法」施行 ・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布	・「いしかわ男女共同参画プラン2001」改定(3月)
2008 平20		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定	
2009 平21	・女子差別撤廃条約実施状況報告審議(第6回)	・男女共同参画会議諮問「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」	・男女共同参画推進員を95名委嘱(4月) ・男女共同参画推進応援団(推進員経験者の設置
2010 平22	国連「北京+15」記念会合	・改正「育児・介護休業法」施行 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定(12月)	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施(5月)
2011 平23	UN Women正式発足	・内閣府男女共同参画局推進課に「暴力対策推進室」を新設(4月)	・「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定(3月) ・「企業における男女共同参画に関する取組状況実態調査」実施(8月)
2012 平24	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・女性の活躍促進による経済活性化行動計画～働くなでし大作戦～決定(6月)	・いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度を創設(6月)、シンボルマークを決定(12月)
2013 平25		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言	・男女共同参画推進員を95名委嘱(4月) ・いしかわパープルリボンキャンペーン2013を実施(11月)
2014 平26	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行(1月) ・「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」(6月)	・「輝く女性応援会議in石川」開催(9月)
2015 平27	国連「北京+20」記念会合	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行(9月) (※事業主行動計画策定部分は平成28年4月1日施行) ・「第4次男女共同参画基本計画」策定(12月)	・男女共同参画推進員を97名委嘱(4月) ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施(6月)

男女共同参画苦情処理状況

男女が互いの人権を尊重しつつ、責任も分かれ合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、石川県では意識啓発はもとより子育て支援、雇用機会均等などの取組を行っている。

この苦情処理機関は、広範・多岐にわたる男女共同参画施策に対する県民の苦情や意見を広く把握し、適切に施策に反映させていくと共に、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された被害者の救済を通して、男女共同参画社会づくりを支えていくため、平成14年4月に設置された。

区分 年度	男女共同参画の推進に関する 施策		男女共同参画の推進に影響を 及ぼすと認められる施策		人権侵害事案		電話等 問合せ 件数
	件数	概要	件数	概要	件数	概要	
H14	0		0		2	セクシュアル・ハラスメント DV	15
H15	0		0		0		6
H16	0		0		0		7
H17	0		0		0		13
H18	0		0		0		13
H19	0		0		0		12
H20	0		0		1	セクシュアル・ハラスメント	7
H21	0		0		0		15
H22	0		1	扶養手当の認定	0		7
H23	0		0		0		14
H24	0		0		0		6
H25	0		0		0		6
H26	0		0		0		6

石川県男女共同参画苦情処理機関

男女共同参画推進条例に基づき設置された機関です。

行政から独立した機関として、苦情処理委員が県民の皆さんからの
男女共同参画に関する苦情等の申出を公平、中立な立場に立って処理します。

男女共同参画
に関する県の
施策について

配偶者・パートナーからの
暴力、セクハラなど
人権が侵害された場合

- ・苦情処理委員は、皆さんや関係者からお話を伺います。
- ・裁判や調停のような手続きや審理はありません。
- ・苦情処理委員は、男女共同参画推進の視点から検討します。
- ・苦情処理委員は、適切、迅速に処理にあたります。

《申出方法》 原則書面とします。郵送又はファックスにより受け付けます。

(申出書は県のホームページ又は市町の男女共同参画行政担当窓口で入手できます。)

《申出先》 石川県男女共同参画課内「男女共同参画苦情処理委員」あて
郵送 〒920-8580 金沢市鞍月1-1 専用FAX 076-225-1379

内閣府や石川県の定める男女共同参画に関するシンボルマーク



男女共同参画

男女共同参画のシンボルマーク

内閣府男女共同参画局は、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更深めてもらおうと内閣府男女共同参画局が定めたものです。

女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。



「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」シンボルマーク

石川県では企業における男女共同参画の推進について、県民への理解と関心を広め、県が認定した「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」の取組意識の向上及びイメージアップを図るためのシンボルマークを公募し、平成24年12月に決定しました。

人を表わす四つの图形は男女共同参画の「共」を、それを囲む輪图形は石川県の「い」をデザインし、ひと・企業・社会の調和を表しています。

平成28年3月

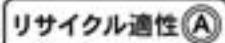
石川県県民文化局男女共同参画課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076-225-1376・FAX 076-225-1374

e-mail : danjo@pref.ishikawa.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/danjo/>



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。